



諸外国の高等教育分野における 質保証システムの概要

Overview of the Quality Assurance System
in Australian Higher Education

オーストラリア

第2版（2015年版）



独立行政法人 大学評価・学位授与機構
National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

Published by National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

2010 年 2 月 初版発行

2015 年 4 月 第 2 版発行

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

<http://www.niad.ac.jp>

はじめに

大学評価・学位授与機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究等の中核的事業とともに、高等教育の制度が発達している国や日本と関わりの深い諸外国を中心に、海外の質保証機関等と連携し、我が国の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進に向けた取り組みを行っています。

高等教育の質保証制度については、それぞれの国において、政治・社会・文化・言語などの多様性を反映して、様々な枠組みが構築されています。そのため、言語や国境の壁を越えて関係を構築する上で、まずは質保証制度やその背景となる高等教育制度等について、効果的な情報交換を通じて協力機関同士の「相互理解」を深めることが不可欠です。高等教育のグローバル化の進展とともに、我が国と諸外国の大学等との教育連携が活発化する中、大学等機関が、実効的で、質の伴った連携教育を提供するには、連携機関双方の質保証の取組みにかかる「相互理解」が重要です。

このため、当機構では、我が国の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等を一体として国際発信するためのツールとして「インフォメーション・パッケージ」を作成・公開しています。その中で、諸外国の高等教育制度・質保証制度に関する情報の収集も進め、これまで、日本、米国、英国、オーストラリア、オランダ、フランス、韓国、中国、ドイツ各版を作成してきました。

オーストラリアは、質の高い教育により、世界中から多くの留学生を受け入れており、留学生保護に関する ESOS 法を制定しています。また、留学生受入れ可能機関のディレクトリである CRICOS の公開のほか、TEQSA により認定を受けた高等教育機関・コースの一覧を閲覧できる National Register の公開など、情報の発信も進められています。質保証においては、2011 年に制定された TEQSA 法の下、TEQSA（高等教育質・基準機構）が設置され、高等教育基準枠組を基にした基準ベース・リスクベースの規制・監督により、オーストラリアの高等教育の質保証を担っています。オーストラリアの質保証制度は、国内外の需要や時代に即して変化し続けており、こうした流れを踏まえながら、TEQSA は高等教育機関への負担の少ない効率的かつ効果のある質保証に向けて取り組んでいます。このたび、そうした近年の動向を取りまとめ、「**諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 オーストラリア（第 2 版）**」を日本語・英語の 2 か国語で作成しました。大学等の高等教育機関においてオーストラリアの関係機関と国際連携を展開する上で、基本情報として参照していただければ幸いです。

この「概要」は、オーストラリアの高等教育制度と質保証制度に関する公的な情報にかかる文献調査と、関係機関への照会で得られた情報をあわせて集約し、今般の公開に至りました。本編の作成にあたって、有益なコメントと示唆をくださった関係者の方々に御礼申し上げます。特に、駐日オーストラリア大使館及び当機構の覚書締結機関であるオーストラリア高等教育質・基準機構（Tertiary Education Quality and Standards Agency: TEQSA）には多大なご支援ご協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、本「概要」の電子版は、当機構の国際連携ウェブサイト (http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/) でもご覧になれますので、あわせてご活用ください。

2015 年 4 月
独立行政法人 大学評価・学位授与機構

目次

I. オーストラリアの基本情報	1
1. 主要学校制度系統図	2
2. オーストラリアの教育システムの概要	3
3. オーストラリア資格枠組（AQF）	4
3-1. AQF の目的	5
3-2. AQF と質保証	5
3-3. 進学・編入政策と AQF	6
3-4. AQF におけるレベル別の資格タイプ配置図	7
3-5. レベル別 AQF 資格タイプと概要	8
3-6. AQF 資格名称	9
II. オーストラリアにおける第三段階教育	11
1. 第三段階教育における教育機関	11
2. 第三段階教育の所管・財政	12
3. その他の第三段階教育関係機関	13
4. 高等教育に関する統計	14
4-1. 身分別登録学生数	14
4-2. 国籍別登録学生数	14
4-3. 専攻分野別登録学生数	15
4-4. 高等教育機関常勤職員数	15
5. 高等教育（Higher Education）制度の沿革	16
6. 高等教育制度の概要	18
6-1. 機関種別・機関数	18
6-2. 入学要件	19
6-3. コースと資格（学位）の概要	20
6-4. 成績評価システム	22
6-5. 単位システム	23
6-6. 単位互換と既習歴の認定	23
6-7. 授業料・融資制度・奨学金	24
6-7-1. 授業料	24
6-7-2. 融資制度：高等教育融資プログラム	27
6-7-3. 奨学金	28
6-8. 学生調査	28
6-8-1. オーストラリア卒業生調査	28
6-8-2. オーストラレーシア学生関与調査	29
6-8-3. その他：卒業生技能試験	30
7. オーストラリアの国際教育	30
7-1. 国際教育の規制・監督	30
7-2. 国境を越えて提供される教育・職業訓練	31

8. 職業教育訓練	32
8-1. 職業教育訓練機関	32
8-2. 資格とコース	33
8-3. オーストラリア技能質保証機関（ASQA）	33
9. 高等教育に関する情報サービス	34
9-1. MyUniversity	34
9-2. 学位・資格認証促進のための情報センター	34
III. オーストラリア高等教育における規制・監督及び質保証システム	35
1. 高等教育質規制・監督及び保証システムの沿革	35
2. オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）	36
2-1. TEQSA 基本情報	37
2-2. TEQSA に関する現在までの流れ	38
2-3. TEQSA 法	39
2-4. 高等教育基準枠組	39
2-5. TEQSA による規制・監督	40
2-5-1. TEQSA の規制・監督モデルの特徴	40
2-5-2. 規制・監督の基本方針	41
2-6. リスクベースの対応	41
2-6-1. リスクアセスメント枠組	41
2-6-2. TEQSA の高等教育機関への情報要求	42
2-6-3. リスクアセスメントにおける主な手続き	42
2-6-4. リスクアセスメントの主な構成要素	42
2-6-5. リスクアセスメントにおける措置	43
2-7. 機関登録（新規）・機関再登録（更新）	44
2-7-1. 自己認証権	44
2-7-2. 機関登録（新規）	45
2-7-3. 機関再登録（更新）	47
2-8. コースアクレディテーション（新規）・再コースアクレディテーション（更新）	48
2-8-1. コースアクレディテーション（新規）	49
2-8-2. 再コースアクレディテーション（更新）	51
2-8-3. オーストラリア国外（オフショア）で国境を越えて提供される教育	52
2-9. CRICOS 登録認可業務	53
2-10. TEQSA の国際連携	53
2-11. 最近の動向	54
付録A. 高等教育基準枠組（最低基準）	55
付録B. National Code が定める CRICOS 登録基準	56
付録C. TEQSA の主な手数料	57
付録D. 略語表	59

オーストラリア地図



I. オーストラリアの基本情報

国名	オーストラリア連邦		
首都	キャンベラ		
公用語	英語		
総人口*	2,331 万人（2013 年 12 月）		
国内総生産（GDP）**	1 兆 5,552 億 米ドル（2012 年）		
一人当たりの国内総生産**	67,855 米ドル（2012 年）		
一般政府支出に対する 公財政教育支出の割合***	全教育段階 14.4％（12.9％）／第三段階教育 ¹ 段階 3.3％（3.2％） （2011 年）（ ）は OECD 各国平均		
国内総生産に対する 公財政教育支出の割合***	全教育段階 4.8％（5.6％）／第三段階教育段階 1.1％（1.4％） （2011 年）（ ）は OECD 各国平均		
学生一人当たりの 第三段階教育費***	16,267 米ドル（13,958 米ドル） （2011 年）（ ）は OECD 各国平均		
学生一人当たりの公財政 支出第三段階教育費***	7,475 米ドル（9,221 米ドル） （2011 年）（ ）は OECD 各国平均		
第三段階教育への 進学率***	大学型高等教育 ² ：102％（日本：52％） 留学生を除く進学率 ³ ：76％ 大学院レベル：3.5％（日本：1.0％） 留学生を除く進学率：2.2％（2012 年）		
学校教育制度	主要学校制度系統図（本編 p.2）を参照		
主な教授言語	英語		
学年暦****	後期中等教育 まで	2 月から 12 月（4 学期制が多数を占めるが、タスマニア州 は 3 学期制）	
	第三段階教育	職業教育訓練（VET）機関：1 月末から 12 月中旬（3 学期 制がほとんどであるが、一部で 2 学期もみられる）。 ----- 高等教育機関：2 月から 11 月（多くで 2 学期制を導入して いるが、2 学期の他に夏・冬のセッションを行ったり、3 学期制を導入したりしているところもある）。大学以外の 高等教育機関では通年で開講しているところも多い。	

出典：

* 豪州統計局ウェブサイト：<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/mf/3101.0>

** IMF, World Economic and Financial Surveys, World Economic Outlook Database, April 2014 Edition:
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/01/weodata/weoselgr.aspx>

*** OECD, *Education at a Glance 2014*, p.215, p.249, p.257, pp.338-339

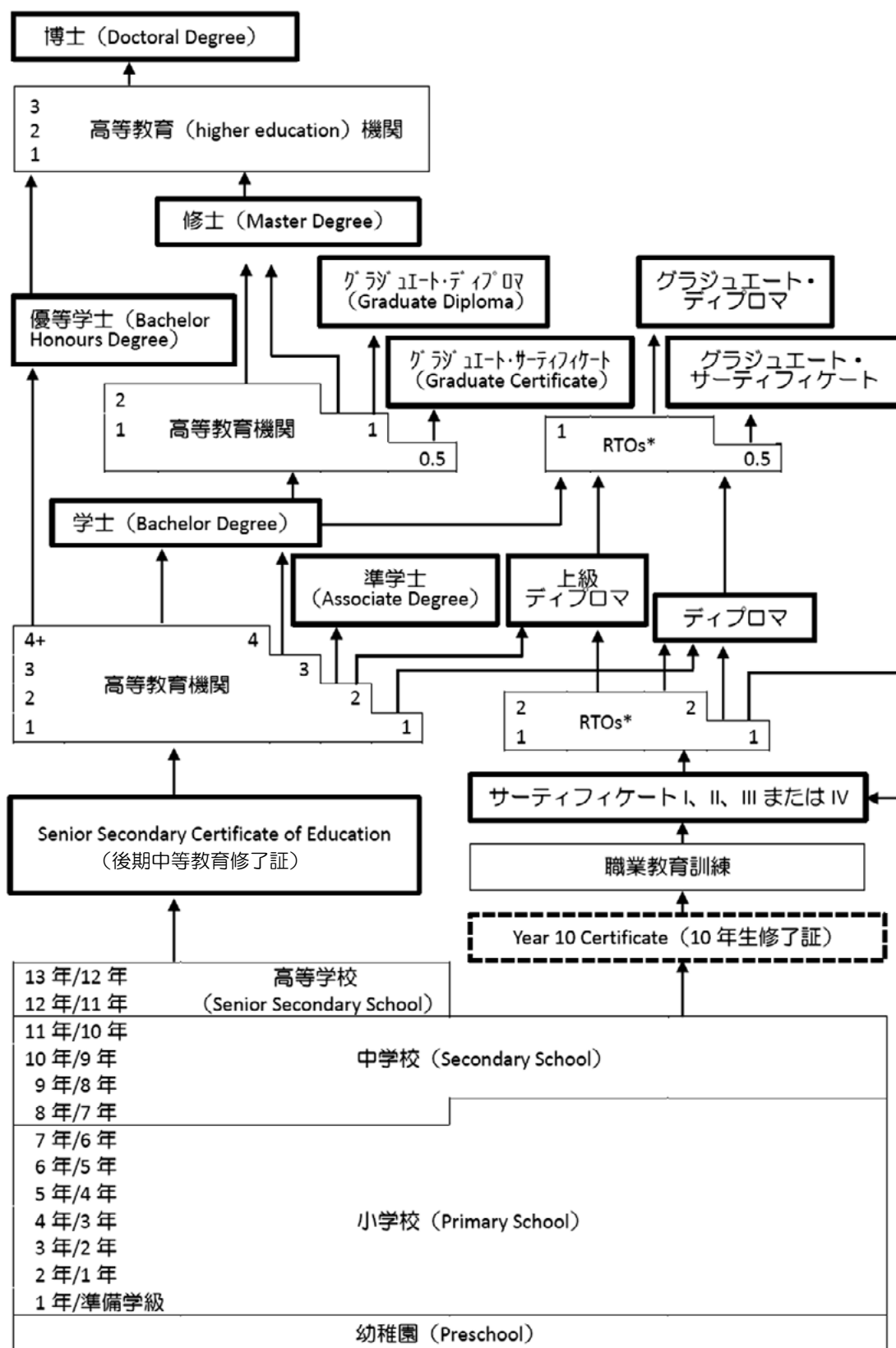
**** Australian Government, AEI, *Country Education Profiles, Australia*, p.2

¹ オーストラリアにおける後期中等教育以降の教育は、第三段階教育（Tertiary Education）と呼ばれており、第三段階教育には高等教育（Higher Education）と職業教育訓練（Vocational Education and Training: VET）が含まれる。

² 大学型高等教育：主に理論を基本としたプログラム（theory-based programs）で、上位の研究プログラムや高い技能が求められる専門職に進むために必要な学位・資格の取得を目指すもの。教育期間は、フルタイムで少なくとも 3 年必要で、4 年以上が多い。非大学型高等教育（一般的に大学型高等教育よりも教育期間が短く、就職に直結する実践的、技術的、専門的な技能に焦点をあてたプログラム）への進学率は不明。

³ 留学生数を除く進学率は、進学者数のうち留学生数を除いたものに対応している。

1. 主要学校制度系統図



* RTOs: Registered Training Organizations (職業教育訓練機関。詳細は本編 p.32 を参照)

出典：Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, p.6

2. オーストラリアの教育システムの概要

オーストラリア連邦は、6つの州（ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、タスマニア州、ビクトリア州、西オーストラリア州）と2つの準州（オーストラリア首都特別地域、北部準州）からなる。

オーストラリアには、連邦、州・準州、地方（local）の3レベルの政府（自治体）が存在し、教育（education）と職業訓練（training）は連邦政府と州・準州政府が担当している。

- 初等中等教育：オーストラリアでは、州や準州によって少し異なっているが、似通った初等中等教育システムが導入されている。義務教育は6歳から16歳まで（1学年から9または10学年まで）で、以下の13年が初等中等教育にあたる（11から12学年は後期中等教育に位置付けられる）。
 - 小学校（primary school）：7または8年間（6または7歳時は幼稚園または準備学校に通う）
 - 中学校（secondary school）：3または4年間（7～10学年または8～10学年）
 - 高等学校（senior secondary school）：2年間（11学年と12学年）
- 後期中等教育後の教育：後期中等教育（高等学校）後の教育は「Tertiary Education」（第三段階教育）と呼ばれ、高等教育（Higher Education）と職業教育訓練（Vocational Education and Training）が含まれる。

出典：Australian Government, AEI, *Country Education Profiles, Australia*, p.2

3. オーストラリア資格枠組（AQF）

オーストラリア資格枠組（Australian Qualifications Framework: AQF）は、オーストラリアの第三段階教育（Tertiary Education）⁴分野の資格（学位を含む）と Senior Secondary Certificate of Education（後期中等教育分野の資格）を定めたもので、あらゆる資格をひとつの包括的な枠組にまとめている。

AQF は、レベルと資格タイプ（どちらも学習成果※の程度によって定義されている）によって分類されており、資格を分類することにより、資格タイプ間の相違や関係性について、明確で一貫性のある説明がなされている。資格タイプは全部で 14 あり、Senior Secondary Certificate of Education を除く 13 の資格タイプが 10 のレベル区分に分類されている。（詳細は pp.7-10 を参照。）

※ 参考：AQF では、学習成果（learning outcomes）を「学習の結果として身に付き、実証できる知識や技能、その知識・技能の応用力を表すもの」と定義している。

オーストラリアでは、1960 年代後半から高等教育が急速に発展したことで、プログラムや教育資格（学位）の名称に関する各州・準州の相違が浮き彫りになり、統一を図る必要が生じた。当初は上級学位（advanced award）の 5 区分（Associate Diploma、Diploma、Bachelor's Degree、Graduate Diploma、Master's Degree）が定義され、学位名称を統一する枠組みがつけられた。その後、上級教育学位だけではなく、職業訓練教育資格も併せた、全国的な資格ガイドライン・制度が策定されてきた。このような経緯を経て、AQF が 1995 年に導入され、2000 年に完全履行された。近年では、AQF は 2011 年および 2013 年に改定され、現在のシステムは 2015 年 1 月 1 日までに完全履行されることになっている。

<近年の主な改定内容>

- *Australian Qualifications Framework First Edition July 2011* :
最も重要な改定としては、Bachelor Honours Degree が新たに単独の資格として加えられ、10 のレベル区分が導入された。
- *Australian Qualifications Framework Second Edition January 2013* :
Vocational Graduate Certificate と Vocational Graduate Diploma が除かれ、職業教育訓練と高等教育の両分野で、Graduate Certificate と Graduate Diploma の資格区分が適用されるようになった。

出典： Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, p.2, p.4, pp.66-69
Australian Qualifications Framework Second Edition, January 2013, p.11, p.97, p.103, p.111

⁴ オーストラリアでは第三段階教育は高等教育と職業・訓練教育（VET）を含んでいる。

3-1. AQF の目的

AQF の目的は、時代に即した柔軟な枠組を提供することである。

- オーストラリアにおける教育や職業訓練の多様な目的を、現在、そして将来に即したものに
- 資格に対する信頼を構築する資格の成果（outcomes）が時代に即し、適切で、全国レベルで一貫したものとなるようサポートすることにより、国内の経済活動に貢献する
- 異なる教育・職業訓練分野間や教育・職業訓練分野と労働市場間において、資格取得や進学・編入が容易に行えるように支援する
- 教育や職業訓練を通じて学生が成長した根拠、学習・職業訓練経験を認定できる根拠を示すことにより、個人の生涯学習を支援する
- 教育や職業訓練における国レベルの規制や質保証の取り組みを支援する
- オーストラリアの資格の価値や比較可能性に対する認識（recognition）を拡大させることによって、卒業者や労働者の国内・国際的な流動性を支援・促進する
- AQF と国際的な資格枠組との提携を可能にする

出典：Australian Qualifications Framework Second Edition, January 2013, p.8

3-2. AQF と質保証

AQF について、枠組みとして国内外に通用するように機能させるとともに、後期中等教育後の異なる教育セクター間において、資格による柔軟な連結・接続を可能とする強固な枠組みとして機能させることを目的に、AQF カウンシルは 2008 年から 2014 年にかけて、AQF の運用状況の管理・監視を担っていた。AQF カウンシルは、後期中等教育後の教育や訓練および雇用を担当する大臣らの委託を受けた組織で、必要な助言や提言を大臣に対して行うことを役割とした。カウンシルは、高等教育、職業教育訓練、学校教育、雇用者、労働組合、政府等の関係者 12 名から構成されていた。なお、2014 に、AQF カウンシルの業務は、豪州教育省に移管された。

各 AQF 資格要件の順守については、教育や職業訓練セクターそれぞれの適格認定（アクレディテーション）機関が、順守させる手法や順守状況のモニタリングの責任を担う。例えば、高等教育セクターにおいては、オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）⁵が高等教育を提供する（している）機関の登録、AQF 資格の取得が可能な教育課程の適格認定を定期的に行うことによって質を保証している。これらの高等教育機関や教育課程は TEQSA のウェブサイトにある高等教育機関の全国登録簿に掲載されている。

〈AQF 資格を授与できる教育機関・団体（2013 年現在）〉

- 各州・準州において、Senior Secondary Certificate of Education の授与にかかる権限を持つ組織
- オーストラリア技能質保証機関（ASQA）⁶から、職業教育訓練の AQF 資格の授与を認可された登録機関（Registered Training Organisations: RTOs）（ただし、ビクトリア州と西オーストラリア州においては、州政府認可団体からの認可が必要）
- TEQSA から、高等教育の AQF 資格の授与を認可された自己認証高等教育機関⁷および非自己認証高等教育機関

⁵ Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA)。高等教育セクターに対して規制・監督および質保証を行う、独立行政機関。（詳細は pp.36-38 を参照。）

⁶ Australian Skills Quality Authority (ASQA)。職業教育訓練（VET）セクターにおける国の規制・監督機関。（詳細は p.33 を参照。）

⁷ AQF で規定されている高等教育資格（学位）を授与する教育課程について、提供する一部または全てのコースについて、第三者評価機関ではなく、自機関で適格認定することができる機関。コースを適格認定するとは、各高等教育機関が、最低基準（本編 pp.39-40 および付録 A を参照）を解釈し適用しつつ、自機関のコースの開発、承認、提供、廃止を行うこと。（詳細は p.44 を参照。）

〈AQF 資格の授与について、適格認定する機関・団体〉（2013 年）

- 州・準州が、それぞれの州・準州において、Senior Secondary Certificate of Education を所掌する組織
- ASQA、ビクトリア州・西オーストラリア州の州政府認可団体
- NSSC⁸
- TEQSA

上記に加えて、約 40 の自己認証権を持つ大学および高等教育機関（自己認証高等教育機関）が存在する。

出典： *Australian Qualifications Framework Second Edition, January 2013*, pp.21-22, p.105
Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, pp.32-33
Australian Government, *Review of Higher Education Regulation REPORT*, pp.5
TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/for-providers/self-accrediting-authority>

3-3. 進学・編入政策と AQF

AQF には、学生の生涯教育を支援する目的で、進学・編入にかかる国の政策が反映されている。AQF の活用により、学生のこれまでの学習成果を最大限評価することを目標としており、正規以外の学習も含めて AQF 資格取得ができるよう多様な進学・編入を認めるとともに、希望する資格の取得に向けた進学・編入の仕組みの構築を推進することを目指している。すべての教育・職業教育訓練セクターにおける教育機関、認可機関や適格認定（アクレディテーション）等を行う質保証機関は、この政策方針に基づいて AQF を運用しなければならない。

進学・編入については、ある分野の Certificate II から Certificate III レベルの関連分野へというように、ある AQF 資格から別の AQF 資格に直接進学する方法と、学生・教育機関間の決定または各教育機関間の協定による単位の取り決めによって、ある AQF 資格から別の AQF 資格に進学・編入する方法がある。

単位互換の協定は、学習成果、学習量、学習プログラム（内容を含む）、および学習・成績評価方法について、比較可能かつ同等性が考慮されている必要がある。

同分野または関連する学問分野において、上位レベルの AQF 資格の取得にかかる教育機関間の単位協定では、学習成果等の比較可能性・同等性に配慮しながら、次の範囲を基本とした取り決めを行わなければならない。

- 学士号の学位（3 年制）に進む場合、Advanced Diploma または Associate Degree で取得した単位の 50% を認める
- 学士号の学位（4 年制）に進む場合、Advanced Diploma または Associate Degree で取得した単位の 37.5% を認める
- 学士号の学位（3 年制）に進む場合、Diploma で取得した単位の 33% を認める
- 学士号の学位（4 年制）に進む場合、Diploma で取得した単位の 25% を認める

出典： *Australian Qualifications Framework Second Edition, January 2013*, pp.77-80

⁸ National Skills Standards Council (NSSC)。職業教育訓練（VET）の国家認定プログラム（トレーニング・パッケージ）における AQF 資格の是認を行う。VET セクターの規制・監督にかかる基準について、SCOTese (Standing Council on Tertiary Education Skills and Employment / VET セクターにおいて全面的な責任を担う重要な意思決定組織) に助言することにより、ASQA の規制・監督業務を補完するために設立された。これにより、基準の設定については ASQA の業務から分離することとなった。

3-4. AQF におけるレベル別の資格タイプ配置図



出典：Australian Qualifications Framework Second Edition, January 2013, p.19

＜参考＞ 旧 AQF（15 の教育資格・学位）

中等教育セクター	職業教育訓練セクター	高等教育セクター
		Doctoral Degree
		Masters Degree
		Graduate Diploma
	Vocational Graduate Diploma	Graduate Diploma
	Vocational Graduate Certificate	Graduate Certificate
		Bachelor Degree
	Advanced Diploma	Associate Degree Advanced Diploma
	Diploma	Diploma
Senior Secondary Certificate of Education	Certificate IV	
	Certificate III	
	Certificate II	
	Certificate I	

出典：AQF, Implementation Handbook Fourth Edition 2007, p.1

3-5. レベル別 AQF 資格タイプと概要

オーストラリアの高等教育は、大学およびオーストラリア資格枠組（AQF）のレベル 5 からレベル 10 までの資格（学位）を取得できる非大学機関に委ねられている。高等教育は学士、修士、博士が主な資格であるが、非学位型の学部・大学院資格も存在する。

レベル	1	2	3	4	5
概要	資格取得者は、初歩的な仕事、社会参加、および／または上位学習のための知識や技能が身に付いている	資格取得者は、限定された仕事、および／または上位学習のための知識や技能が身に付いている	資格取得者は、仕事および／または上位学習のための論理的・実用的な知識や技能が身に付いている	資格取得者は、専門的および／または熟練を要する仕事、および／または上位学習のための論理的・実用的な知識や技能が身に付いている	資格取得者は、熟練を要する／専門家の補助的な仕事、および／または上位学習のための専門的な知識や技能が身に付いている
資格タイプ	Certificate I	Certificate II	Certificate III	Certificate IV	Diploma

レベル	6	7	8	9	10
概要	資格取得者は、専門家の補助的な／高い技能を要する仕事、および／または上位学習のための幅広い知識や技能が身に付いている	資格取得者は、専門的な仕事および／または上位学習のための首尾一貫した幅広い知識や技能が身に付いている	資格取得者は、専門的で高い技能を要する仕事、および／または上位学習のための高度な知識や技能が身に付いている	資格取得者は、研究および／または専門的な業務および／または上位学習のための専門的な知識や技能が身に付いている	資格取得者は、学問の向上および／または専門的な業務のための、専門的な研究技能や複合的な分野における体系的で批判的な理解力が身に付いている
資格タイプ	Advanced Diploma Associate Degree	Bachelor Degree	Bachelor Honours Degree Graduate Certificate Graduate Diploma	Masters Degree	Doctoral Degree

出典：Australian Qualifications Framework Second Edition, January 2013, p.18

3-6. AQF 資格名称

AQF レベル	資格タイプ	資格名称	一般的な学習量 (フルタイム)
	Senior Secondary Certificate of Education	管轄によって名称は異なる。資格の表 記に際して、「(Certificate Title) is a Senior Secondary Certificate of Education within the Australian Qualifications Framework.」の一文が添えられる。	2 年
1	Certificate I	Certificate I (研究/学問分野)	0.5～1 年
2	Certificate II	Certificate II (研究/学問分野)	0.5～1 年
3	Certificate III	Certificate III (研究/学問分野)	1～2 年 (4 年を限度に、ト レーニング/雇用プログラ ムを通して、学習成果の達 成が求められる場合あり)
4	Certificate IV**	Certificate IV (研究/学問分野)	0.5～2 年
5	Diploma	Diploma (研究/学問分野)	1～2 年
6	Advanced Diploma	Advanced Diploma (研究/学問分野)	1.5～2 年
	Associate Degree	Associate Degree (研究/学問分野)	2 年
7	Bachelor Degree**	Bachelor (研究/学問分野)	3～4 年
8	Bachelor Honours Degree	Bachelor (研究/学問分野) (Honours)	1 年 (Bachelor Degree 取得 後) ***
	Graduate Certificate****	Graduate Certificate (研究/学問分野)	0.5～1 年
	Graduate Diploma****	Graduate Diploma (研究/学問分野)	1～2 年
9	Master Degree (Research)	Master (研究/学問分野)	1～2 年*****
	Master Degree (Coursework)	Master (研究/学問分野)	
	Master Degree (Extended)	Master (研究/学問分野) *****	3～4 年 (最低でも 3 年間の レベル 7 資格取得後)
10	Doctoral Degree	Doctor (研究/学問分野)	3～4 年
	Higher Doctoral Degree	Doctor (研究/学問分野)	学問に対する国際的に認め られた独創的な寄与に基づ いて発行機関から授与され る場合がある

* 短期間の専門的な資格 (すでに獲得した知識や技能を基礎としたもの) から長期間の資格 (仕事に必要な基礎レベルのもの) まで多様。

** オーストラリアでは、2 つの学士号を取得できるように、学生が二重学位 (double degree) または混合学位 (combined degree) の学士プログラムに登録することが非常に一般的となっている (人文学、商学、法学、理学分野で最もよく見られる)。

*** Bachelor Honours Degree は Bachelor Degree に 1 年加えた形で組み込まれている場合がある。

**** 2013 年 1 月から、Vocational Graduate Certificate と Vocational Graduate Diploma が AQF から除かれた。Graduate Certification 資格、Graduate Diploma 資格はともに、高等教育と職業教育訓練 (VET) で取得が可能。

***** 次の場合を除く。

- ・ 法学の Master Degree (Extended)において、「Juris Doctor」の名称使用が認められている場合
- ・ 医学、理学療法、歯学、検眼、獣医学の 5 つの専門職の Master Degree (Extended)において、「Doctor of ...」の名称使用が認められている場合
- ・ その他、「AQF Qualification Type Addition on Removal Policy」が認めた場合

***** レベル 7 資格を取得しているが、学問分野が異なる場合：2 年
 レベル 7 資格を取得しており、学問分野が同様の場合：1.5 年
 レベル 8 資格を取得しているが、学問分野が異なる場合：1.5 年
 レベル 8 資格を取得しており、学問分野が同様の場合：1 年

出典： *Australian Qualifications Framework Second Edition, January 2013*, pp.14-17, p.72
 Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, p.9
 Australian Government, Future Unlimited website:
<http://www.studyinaustralia.gov.au/japan/australian-education/universities-and-higher-education>

II. オーストラリアにおける第三段階教育

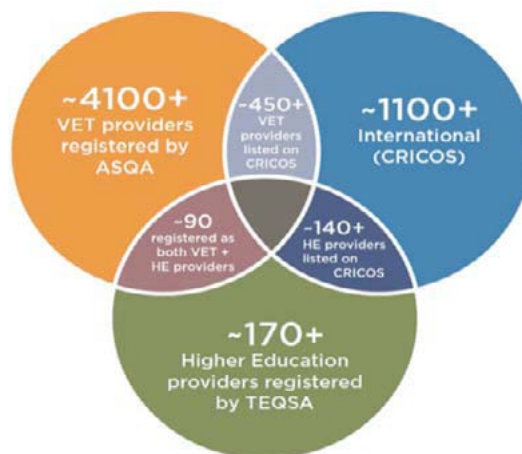
1. 第三段階教育における教育機関

オーストラリアでは、後期中等教育（高等学校）後の教育は第三段階教育（Tertiary Education）と呼ばれており、これらの教育機関には、大学などの高等教育（Higher Education）機関、職業教育訓練（Vocational Education and training: VET）機関のほか、留学生向けの教育提供者が含まれる。

それぞれの教育領域別に、第三者機関による機関レベルでの登録や教育プログラムの適格認定（アクレディテーション）等の規制・監督（regulation）制度があり、高等教育セクターはオーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）※¹ から、VET セクターはオーストラリア技能質保証機関（ASQA）※² から（一部の州を除く）定期的に規制・監督を受けなければならない。また、留学生を受け入れる教育機関は、CRICOS※³ と呼ばれる登録制度（詳細は本編 p.31、p.53 を参照）の登録認可を受けるために、必要な条件を満たさなければならない。CRICOS の登録認可を受けた機関（下図参照）には、後期中等教育以前の教育機関（school）も含まれる。

高等教育機関の中には、TEQSA への申請を経て、提供する高等教育コースの一部または全部について自己認証権が与えられている場合がある。この場合、コースの適格認定にあたっては、TEQSA に申請するのではなく、自機関で認定を行うことができる⁹。しかし、これらの自己認証機関も最低基準を満たし、AQF に準拠していることが求められる。現在、自己認証権が与えられている高等教育機関は約 40 あり、主に大学（Australian University）である。

今日では、下図のように、複数の教育領域にまたがるコースを提供する教育機関も多い。高等教育機関のうち、約 50% が TEQSA と ASQA の両機関から規制・監督を受けている。また、高等教育機関の大半が、CRICOS に登録されている。



図：第三段階教育機関数概要¹⁰

※¹ TEQSA : 高等教育への規制・監督を行う機関（詳細は pp.36-38 を参照）

※² ASQA : 職業教育訓練（VET）を規制・監督する機関（詳細は p.33 を参照）

※³ CRICOS : 留学生向け教育機関・コースの政府登録制度（詳細は p.31、p.53 を参照）

出典：Australian Government, *Review of Higher Education Regulation REPORT*, pp.5-6
<http://docs.education.gov.au/system/files/doc/other/finalreviewreport.pdf>

⁹ 本編 p.5 の脚注 7 を参照のこと。

¹⁰ 図に示されている数値は 2013 年の報告書「Review of Higher Education Regulation REPORT」を基にしたものであり、現在の数値と異なる場合がある。2014 年 8 月 15 日時点では 177 の機関が高等教育機関として登録されている。（詳細は p.18 を参照。）

2. 第三段階教育の所管・財政

教育（education）と職業訓練（training）は連邦政府と州・準州政府が担当している。

- 高等教育：連邦政府は、高等教育における財政的・政策的に重要な責任を有している。一方、州・準州政府は主に機関登録等の責任を有していたが、現在は TEQSA に権限が移行している。連邦政府は、高等教育機関に対して多くの資金を投入している。高等教育機関が政府から資金を受けるためには、高等教育支援法（Higher Education Support Act 2003: HESA）が求める質やアカウンタビリティに関する要件を満たさなければならない。連邦政府と州・準州政府との協議は、SCOTese（Standing Council on Tertiary Education, skills and Employment）¹¹を通じて大臣レベルで行われる。SCOTese は、オーストラリア政府間会議（COAG）¹²への報告を任とし、NATESE（National Advisory for Tertiary Education, skills and Employment）事務局の支援を得て運営される。
- 職業教育訓練（VET）：州・準州政府は、州レベルの計画や公立・私立の VET 機関に対する資金配分、授業料の設定、公立の継続技術教育機関である職業訓練専門学校（colleges and institutes of Technical and Further Education: TAFEs）の運営を行っている¹³。各州・準州は、SCOTese のメンバーである大臣に対して報告を行う。VET に対する政府資金の 1/3 は連邦政府が担い、残りの 2/3 は州・準州政府が担う。連邦政府資金は国の政策のために利用されるため、州・準州政府は各州・準州における特定のニーズに応じて資金を配分することができる。
- 連邦政府：教育訓練省（Department of Education and Training）
オーストラリアにおける教育は、教育訓練省の所管であり、主な担当は以下のとおり。
 - ・ 学校教育（学校における VET を含む）に関する政策、計画
 - ・ 高等教育に関する政策、規制・監督（regulation）、計画
 - ・ 海外からの留学生のための政策、協力、支援
 - ・ 学術研究

＜参考＞ 近年の高等教育担当省の変遷

～2011.12	教育・雇用・職場関係省（Department of Education, Employment and Workplace Relations: DEEWR）
2011.12～ 2013.3	産業・革新・科学・研究・高等教育省（Department of Industry, Innovation, Science, Research and Tertiary Education: DIISRTE）：DEEWR の第三段階教育部門が、旧産業・革新・科学・研究省（Department of Industry, Innovation, Science, Research: DIISR）に統合されて発足。
2013.3～ 2013.9	産業・革新・気候変動・科学・研究・高等教育省（Department of Industry, Innovation, Climate Change, Science, Research and Tertiary Education: DIICSRTE）：旧気候変動・エネルギー効率問題省（Department of Climate Change and Energy Efficiency: DCCEE）の廃止に伴い、DCCEE の気候変動部門が DIISRTE に移り発足。
2013.9～ 2014.12	教育省（Department of Education）：2013 年 9 月の省庁改編により発足。（DEEWR は教育省と雇用省（Department of Employment）に分かれ、雇用・職場関係部門は雇用省が担当する。）
2014.12～	教育訓練省（Department of Education and Training）：旧教育省の幼児保育政策・計画部門が社会サービス省に移管。

¹¹ SCOTese (Standing Council on Tertiary Education, skills and Employment)：12 ある COAG の常設委員会の 1 つであり、2011 年 9 月に設立された。SCOTese は戦略的な政策、優先順位の設定、計画・パフォーマンス、主要分野をまたぐ問題を含めた、国家の第三段階教育、技能、教育におけるハイレベルな政策的責任を負っている。また、学校教育や就学前教育については、Standing Council on School Education and Early Childhood (SCSEEC)がある。ただし、これら二つの委員会は、2014 年、「教育」を所管する委員会に整理統合される予定。

¹² COAG (Council of Australian Governments)：連邦政府と州・準州政府の首相及び地方政府団体の代表で構成されている。

¹³ ビクトリア州および西オーストラリア州については、VET 機関の規制・監督も行う（詳細は p.33 を参照）。

○ 州・準州政府

- ニュー・サウス・ウェールズ州：NSW Department of Education and Communities
<http://www.dec.nsw.gov.au/>
- ビクトリア州：Department of Education and Early Childhood Development
<http://www.education.vic.gov.au/Pages/default.aspx>
- クイーンズランド州：Department of Education, Training and Employment
<http://deta.qld.gov.au/index.html>
- 西オーストラリア州：Department of Education Services
<http://www.des.wa.gov.au/>
- 南オーストラリア州：Department of Further Education, Employment, Science and Technology
<http://www.dfeest.sa.gov.au/>
- タスマニア州：Department of Education Tasmania
<http://www.education.tas.gov.au/Pages/default.aspx>
- 北部準州：Department of Education
<http://www.education.nt.gov.au/>
- オーストラリア首都特別地域：Education and Training Directorate
<http://www.det.act.gov.au/>

出典：Australian Government, Department of Education and Training website: <http://education.gov.au/>

Australian Government, Department of Employment website: <http://employment.gov.au/>

Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, p.2, p.19, pp.32-33

COAG website: <http://www.coag.gov.au/>

3. その他の第三段階教育関係機関

○ オーストラリア資格枠組カウンシル（Australian Qualifications Framework Council: AQFC）：

AQF の運用状況のモニタリングを行う機関（ただし 2014 年に当該業務が教育省に移管。詳細は本編 p.5 参照）。

○ オーストラリア高等教育質・基準機構（Tertiary Education Quality and Standards Agency: TEQSA）：

高等教育への規制・監督（regulation）を行う独立行政機関（詳細は本編 pp.36-38 を参照）。

○ オーストラリア技能質保証機関（Australian Skills Quality Authority: ASQA）：

職業教育訓練（Vocational Education and Training）を規制・監督する国の機関（詳細は本編 p.33 を参照）。

○ 大学関連団体

- オーストラリア大学協会（Universities Australia）：オーストラリアの大学セクターを代表する団体で、2007 年 5 月に設立された。国内的、国際的な発展に資することを主な目的としており、オーストラリアの 39 大学¹⁴の最高執行責任者である学長（Vice-Chancellor）で構成されている。
- グループ・オブ・エイト（Group of Eight）：教育研究面で卓越している主要なオーストラリアの大学 8 校からなる連盟。1999 年に設立された。

出典：Universities Australia website: <http://www.universitiesaustralia.edu.au/page/about-us/>

参照：Universities Australia, *University Profiles (August 2013)*

¹⁴ 2013 年 8 月時点では、新設大学の Torrens University Australia は、メンバーに含まれていない。

学生関係団体

- 全国学生組合（National Union of Students: NUS）：オーストラリアの学部学生を代表する団体で、学生の権利を保護することを目的としている
- オーストラリア留学生カウンスル（Council of International Students Australia: CISA）：大学院、大学、TAFEs 等で学ぶ留学生を対象とした、オーストラリア最大の学生代表団体
- オーストラリア留学生連盟（Australian Federation of International Students: AFIS）：留学生が参加可能な多様な活動に対する認知度を向上させ、留学生のオーストラリアでの生活や学びの経験を豊かにすることを主な目的としている。
- オーストラリア大学院生協会カウンスル（Council of Australian Postgraduate Associations (CAPA)）：会員制の非営利機関である。オーストラリアにおける 32 万人以上の大学院生の利益・要望の保護と推進を主な役割としている。

出典： CISA website: <http://cisa.edu.au/about>

AFIS website: http://www.afis.org.au/?page_id=44

CAPA website: <http://www.capa.edu.au>

参照： Australian Government, Future Unlimited website:

<http://www.studyinaustralia.gov.au/japan/live-in-australia/support-services/support-services-for-students>

4. 高等教育に関する統計

4-1. 身分別登録学生数

	フルタイム		パートタイム		合計	
	2007 年	2012 年	2007 年	2012 年	2007 年	2012 年
国公立大学および公立の自己認証高等教育機関 ¹⁵	664,381 (68.0%)	825,566 (70.5%)	312,405 (32.0%)	346,171 (29.5%)	976,786	1,171,737
私立大学およびその他の高等教育機関 ¹⁶	35,626 (67.1%)	58,538 (68.1%)	17,434 (32.9%)	27,447 (31.9%)	53,060	85,985
合計 ¹⁷	700,007 (68.0%)	884,104 (70.3%)	329,839 (32.0%)	373,618 (29.7%)	1,029,846	1,257,722

出典： Australian Government, Department of Industry website, 2012 and 2007 Full Year Student Summary table:

<http://www.innovation.gov.au/highereducation/HigherEducationStatistics/StatisticsPublications/Pages/Students.aspx>

4-2. 国籍別登録学生数

		2007 年	2012 年
国内	オーストラリア	720,185 (69.9%)	886,815 (70.5%)
	ニュージーランド	6,510 (0.2%)	10,745 (0.9%)
	永住ビザ取得者	28,654 (2.8%)	33,530 (2.7%)
	難民ビザ保持者	1,398 (0.1%)	3,020 (0.2%)
	小計	756,747 (73.5%)	934,110 (74.3%)
海外出身者		273,099 (26.5%)	323,612 (25.7%)
合計 ¹⁸		1,029,846	1,257,722

出典： Australian Government, Department of Industry website, 2012 and 2007 Full Year Student Summary table:

<http://www.innovation.gov.au/highereducation/HigherEducationStatistics/StatisticsPublications/Pages/Students.aspx>

¹⁵ 全 38 機関の数値。（公立の自己認証高等教育機関：Bachelor Institute of Indigenous Tertiary Education）

¹⁶ 2007 年は全機関のうち 67 機関、2012 年は 91 機関のみの数値。（その他の高等教育機関：私立の自己認証高等教育機関、公立の職業訓練専門学校（TAFEs／詳細は p.32 を参照）等）

¹⁷ 2007 年は 105 機関、2012 年は 129 機関の数値。

¹⁸ 「4-1.身分別登録学生数」と同様の機関の数値。

4-3. 専攻分野別登録学生数

専攻分野	2007 年	2012 年
自然科学	77,195 (7.5%)	100,074 (8.0%)
IT	50,733 (1.9%)	49,524 (3.9%)
工学・テクノロジー	69,642 (6.8%)	91,962 (7.3%)
建築	22,676 (2.2%)	29,483 (2.3%)
農業・環境	16,080 (1.6%)	19,068 (1.5%)
健康・保健	131,077 (12.7%)	185,509 (14.7%)
教育	101,816 (9.9%)	119,460 (9.5%)
経営・商業	304,443 (29.6%)	334,770 (26.6%)
社会・文化	222,925 (21.6%)	278,656 (22.2%)
芸術	68,178 (6.6%)	86,547 (6.9%)
食品・ホスピタリティ・サービス	570 (0.1%)	288 (0.0%)
複合領域プログラム	3,019 (0.3%)	9,037 (0.7%)
非学位コース	22,589 (2.2%)	18,122 (1.4%)
合計 ¹⁹	1,029,846	1,257,722

出典： Australian Government, Department of Industry website, 2012 and 2007 Full Year Student Summary table:
<http://www.innovation.gov.au/highereducation/HigherEducationStatistics/StatisticsPublications/Pages/Students.aspx>

4-4. 高等教育機関常勤職員²⁰数

分類	2001 年	2007 年	2012 年
教員	上級講師よりも上位職	7,050	10,109
	上級講師 (Senior lecturer)	8,372	9,922
	講師 (Lecturer)	11,603	14,011
	講師未満	6,425	8,182
	小計	33,450	42,244
教員以外 (大学職員等)		44,755	52,838
合計 ²¹		78,205	95,062

出典： Australian Government, Department of Industry website, 2012 Staff Numbers (Selected Higher Education Statistics):
<http://www.innovation.gov.au/highereducation/HigherEducationStatistics/StatisticsPublications/Pages/Staff.aspx>
 Australian Government, Department of Education website:
[http://heimshelp.deewr.gov.au/sites/heimshelp/resources/glossary/pages/glossaryterm?title=Work Contract#FractFTWContract](http://heimshelp.deewr.gov.au/sites/heimshelp/resources/glossary/pages/glossaryterm?title=Work%20Contract#FractFTWContract)

¹⁹ 学生は2つの教育分野を同時に専攻することが多い (Combined Courses)。4-3 の合計値はこのような学生の数 が考慮されているため、専攻分野ごとの登録学生数を単純に合計した値よりも小さい。「4-1. 身分別登録学生数」と同様の機関の数値。

²⁰ Fractional Full-time Staff (勤務時間が短い等、常勤職員とは異なる労働条件で働く職員) を含む。

²¹ 42 機関 (39 大学、Avondale College、Melbourne College of Divinity (現在の MCD University of Divinity)、Bachelor Institute of Indigenous Tertiary Education) の数値であり、「4-1.身分別登録学生数」・「4-2.国籍別登録学生数」・「4-3.専攻分野別登録学生数」の機関数に対応した数値ではない。また、新設大学である Torrens University Australia (私立) はこの数値には含まれていない (ただし、本編 p.18 「6-1. 機関種別・機関数」の大学数 40 校には含まれている)。なお、MCD University of Divinity は本編 p.18 の「専門大学」に該当する。

5. 高等教育（Higher Education）制度の沿革

オーストラリアにおける最初の大学は、4つの旧英国植民領に創設されたニュー・サウス・ウェールズ州のシドニー大学（1850年）、ビクトリア州のメルボルン大学（1853年）、南オーストラリア州のアデレード大学（1874年）、そしてタスマニア島のタスマニア大学（1890年）である。その後、1901年の英国からの独立、オーストラリア連邦成立に続いて、クイーンズランド大学（1909年）、西オーストラリア大学（1911年）がそれぞれ設立された。

2度の世界大戦の間の時期には、オーストラリア首都特別地域にキャンベラ・ユニバーシティー・カレッジ（1930年）（1960年代にオーストラリア国立大学と統合）、ニュー・サウス・ウェールズ州北部にニュー・イングランド・ユニバーシティー・カレッジ（1938年）（後のニュー・イングランド大学）の2つのユニバーシティー・カレッジが創られた。戦後は、1946年にオーストラリア国立大学が設立されたのをはじめ大学の新設が相次ぎ、1970年代後半には大学数は19にまで増加した。

1960年代には、大学と非大学型の数多くの上級教育機関からなる高等教育の二元システムが発展した。後者の非大学型機関は約70校の長い伝統を有する高等教育カレッジ（Colleges of Advanced Education: CAE）であり、大規模な工科インスティテュート、地方カレッジ、教員教育専門カレッジ、農業などの専門分野を教える小規模カレッジから構成されていた。こうした機関では主として、学位に準ずるレベルの教育資格が与えられていたが、後には主に学士・修了レベルの教育資格が授与されるようになった。これらの非大学型高等教育機関で行われる研究に対する公的財政援助はなく、大学院レベルの学位プログラムは提供されないのが一般的であった。

しかし、1987年の大幅な高等教育改革の一環で、それまでの大学と高等教育カレッジ等の非大学型高等教育機関からなる二元システムは廃止された。その結果、多様で柔軟な教育を提供する大規模な高等教育機関を作り出すことを目的に高等教育機関の統合が進められ、オーストラリアの高等教育機関数はそれまでと比べて大幅に減少することとなった。

20世紀の後半にオーストラリアの高等教育システムは、実質的な構造・財政改革とともに進展してきた。第2次世界大戦中から戦後にかけて、連邦政府は公立の高等教育の財政および政策に関して主導的な役割を担うようになった。1974年には、高等教育に対する公的財政支援はすべて連邦政府主導で行い、大学でのそれまでの授業料徴収システムを撤廃することが取り決められた。

しかし、1980年代に入ると、グローバル化の進展と進学率の急激な増加を目的とする大きな政策転換を背景に、連邦政府主導の大規模な教育改革が実施され、高等教育セクターの抜本的な再編が行われた。この時期、特に高等教育財政に関する改革が行われ、高等教育セクターへの公的財政支援の仕組みをより公平なものにするための高等教育財政分担金制度（Higher Education Contribution Scheme: HECS → “Contribution”）という形で学生に授業料を負担させるシステム）が導入された。

1986年より、大学は海外出身の学生から学費の全額を徴収できるようになった。大学側は機関収入の増加を期待して、この新しい仕組みを積極的に取り入れるとともに、多くの留学生を獲得するため、質の高い教育を行う機関として留学生市場に積極的に参入し始めた。

高等教育における規制緩和にはずみがついたのは1990年代に入ってからである。まず、大学院コースで学ぶ国内学生からも授業料を徴収することができるようになった。こうして、この制度のもとで学ぶ国内出身の大学院学生が増加するに従い、オーストラリアの大学院課程における研究は90年代に大きく進展した。

1998年から大学は、学部課程で学ぶ国内出身の学生からも授業料を徴収することができるようになり、学費を支払う国内出身学生数は急増した。また、学費額の設定は各大学の裁量で自由に行うことが認められるようになった。その後、高等教育制度の部分的な規制緩和を目指して「未来を担うオーストラリアの大学」

（Our Universities: Backing Australia's Future）により改革案が打ち出され、高等教育融資プログラム（Higher Education Loan Program: HELP）が導入された。そして、2012 年には高等教育改革の一環として、大学進学者の増加を図るため、一部を除いて連邦政府支援枠の上限人数を撤廃している（授業料・融資制度の詳細は本編 pp.24-27 を参照）。

出典： Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia 2006*, pp.72-73

Australian Government, AEI, *Country Education Profile, Australia*, p.19

Australian Government, DIISRT, *Administrative information for higher education providers: student support, Effective from 1 January 2012*, p.11

<近年の高等教育関連のトピック>

- 高等教育・研究改革改正法案 2014

2014 年、教育大臣は「高等教育・研究改革改正法案 2014」（Higher Education and Research Reform Amendment Bill 2014）を議会に提出した。この法案は、Advanced Diploma や Associate Diploma 等の AQF における学士の学位以下の資格をはじめ、私立大学、大学以外の高等教育機関に対して、授業料の規制緩和と需要主導型の資金供給(Demand Driven Funding)を行うものである。この法案によって高等教育機関は提供するコースの学生が負担する費用の額を定めることができるようにし、連邦政府支援枠の財源となる連邦政府助成金の再構築を行う。この法案によって、政府は高等教育における機会と選択を広げ、また、オーストラリアが、世界の大学に後れをとらないようになることを期待している。

- 新コロombo計画

連邦政府はアジア諸国への理解を深めるための教育やアジア諸国との連携協力を推進しており、2012 年 10 月に「アジアの世紀におけるオーストラリア白書（*Australia in the Asian Century White Paper*）」を発表した。この白書では、21 世紀（アジアの世紀）においてオーストラリアが成功するためのロードマップを示している。教育に関する主な項目は次のとおり。

- オーストラリアのすべての生徒が、在学中にアジア言語を継続的に学ぶ機会を得るとともに、少なくとも 1 つの指定されたアジア言語（中国語、ヒンズー語、インドネシア語、日本語）を使用することができる
- オーストラリアの大学の学生が多数海外に留学し、より多くの学生が大学の単位の一部をアジアで取得する
- オーストラリアの職業教育訓練機関は、より多くのアジアの国々で教育事業を大幅に拡大し、これらの国々の労働者の生産力を創出し、オーストラリア企業と労働者がアジア市場で存在感を高めることができるよう支援する

さらに、2013 年 8 月には、学部学生にアジア太平洋地域で学び、インターンシップを受ける機会を与え、オーストラリア全体で若者や企業における人的交流の拡大を図る「新コロombo計画」が発表された。計画を通して、アジア太平洋地域で学ぶオーストラリア人学生を増加させ、オーストラリアとアジア太平洋地域間での真の相互交流を生み出すことを想定している。政府はこの計画を 2015 年 1 月から 35 のインド太平洋地域に拡大し、およそ、60 の奨学生枠と 800 万ドルの留学奨学金が提供される予定である。

出典： Australian Government, *Australia in the Asian Century White Paper*, pp.15-17, p.165, p.175

Australian Government, Department of Foreign Affairs and Trade website: <http://www.dfat.gov.au/new-colombo-plan/>

6. 高等教育制度の概要

オーストラリアの高等教育機関は、大学およびオーストラリア資格枠組（AQF）のレベル 5 からレベル 10 までの資格（学位）を取得できる大学以外の機関（下記 6-1 の表を参照）を示す。フルタイム学生またはパートタイム学生として教育プログラムを履修することができ、遠隔地教育やオンライン教育も一般的である。また、高等教育課程には、主に学士、修士、博士号が取得できる 3 種類の課程があり、オーストラリアでは、2 つの学士号を取得する二重学位（double degree）または混合学位（combined degree）の学士課程が一般的となっている。これは、人文学、商学、法学、理学分野でよく見られる。

出典： Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, pp.8-9

Australian Government, Future Unlimited website:

<http://www.studyinaustralia.gov.au/japan/australian-education/universities-and-higher-education>

6-1. 機関種別・機関数

高等教育機関には、以下の 6 つの機関種別があり、高等教育機関として登録された機関は、高等教育基準枠組（最低基準）（Higher Education Standards Framework (Threshold Standards)）の一つである「機関種別基準（Provider Category Standards）」に基づいて、「Higher Education Provider」種別に区分される。高等教育機関は種別に応じた基準を満たした場合に、当該種別に区分される。詳細は本編 pp.40-41、付録 A を参照。

高等教育の機関種別と機関数

網掛け：自己認証高等教育機関

機関種別		機関数
大学 Australian University	国公立	37
	私立	3
専門大学 Australian University of Specialization	国公立	0
	私立	1
海外大学（外国の大学のオーストラリア分校） ²² Overseas University		2
海外専門大学（外国の専門大学のオーストラリア分校） Overseas University of Specialization		0
ユニバーシティ・カレッジ Australian University College		0
その他の高等教育機関 Higher Education Provider	自己認証権あり ²³	4
	自己認証権なし	130
合計 ²⁴		177

オーストラリアの高等教育機関の規模は非常に多様で、学生が 500 人未満の機関が全体の約 50% を占める一方、約 20% の機関は 10,000 人を超える学生を受け入れている。また、オーストラリアの高等教育機関のうち、約 25% がオフショア（オーストラリア国外）で高等教育を提供している。

出典： TEQSA Annual Report 2012-13, p.33

TEQSA website, National Register of higher education providers: <http://www.teqsa.gov.au/national-register>

参考： TEQSA website, TEQSA Provider Briefing, TEQSA Snapshot, 17 August 2012:

<https://s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/ap-southeast-1.accounts.ivvy.com/account3173/events/6849/files/5031dc29e1651.pdf>

²² University College London および Carnegie Mellon University。（2 校とも自己認証権（self-accrediting authority）を有する。）

²³ その他（大学以外）の高等教育機関には、自己認証権が認められている機関が現在 4 つあるが、うち 2 機関は提供する全コースについて、他の 2 機関は提供する一部のコースについて自己認証権を有する。

²⁴ 2013 年 10 月現在の機関数。

6-2. 入学要件

学部 (undergraduate)	ディプロマ (Diploma)、上級ディプロマ (Advanced Diploma)、準学士 (Associate Degree)、学士 (Bachelor Degree) ＜AQF レベル 5～7＞
	学部への入学は、基本的に Australian Tertiary Admission Rank (ATAR) をもとに行われる。ATAR は点数 (mark) ではなく、相対値 (ランキング) であり、各高等教育機関は ATAR を利用してコースの入学者を選抜する。コースによっては、入学要件に ATAR のほかに基準を設けている場合もある。ただし、ATAR は進学に必ず必要というわけではなく、大学への進学には様々な方法があり、学士課程の学生の半数以上が ATAR スコアではなく、ブリッジング・プログラムの利用や代替的な方法で進学している。学部における ATAR 以外の主な進学方法は次のとおり。
	• Certificate III や Certificate IV といった職業教育訓練 (Vocational Education and training: VET) 資格 • 面接、適性検査等 • 関連する職業経験、入学試験、または適性判断 (25 歳を超える志願者) ATAR : クイーンズランド州²⁵を除くすべての州・準州において、生徒の達成度を測る ATAR と呼ばれる共通の指数が利用されている。ATAR は、同学年の他の生徒と比較して、自分がどこに位置付けられているかを相対的に示すものである。ATAR は、0 から 99.95 まで 0.05 刻みの数値で表され、ATAR が 90.00 の生徒は上位 10% に位置していることを意味する。ATAR は、州や準州の入学センター (Tertiary Admission Center: TAC) によって算出される。例えばニュー・サウス・ウェールズ州では、各生徒が受けた HSC (Higher School Certificate) ²⁶ の成績をもとに算出している。
	優等学士 (Bachelor Honours Degree) ＜AQF レベル 8＞
大学院 (postgraduate)	入学には一般的に、関連する学士プログラムを修了している必要がある。
	グラジュエート・サーティフィケート (Graduate Certificate)、グラジュエート・ディプロマ (Graduate Diploma) ＜AQF レベル 8＞
	大抵の場合、入学には学士が必要であるが、教育機関や学問分野によっては特定の職業経験によって入学が許可される場合もある。
	修士 (Master Degree) ＜AQF レベル 9＞
	入学には学士取得が基本であるが、研究型修士 (Master Degree (Research)) には優等学士、研究型のグラジュエート・ディプロマ、または準備プログラムを修了していることが要求される場合がある (その場合、修士コースに入学後既習単位として認められる場合がある)。すべての Master Degree に共通する進学として、グラジュエート・サーティフィケートとグラジュエート・ディプロマの取得を経る方法もある。これらは、コースワーク型修士 (Master Degree (Coursework)) の 1 学年目に相当する。
	博士 (Doctoral Degree) ＜AQF レベル 10＞
	大抵の場合、研究型修士または優等学士が必要。

出典 : Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, p.13
 New South Wales Government website: <http://www.boardofstudies.nsw.edu.au/hsc-results/employers.html#what-is-hsc>
 Universities Admissions Centre website: <http://www.uac.edu.au/undergraduate/atar/>
 Australian Government, MyUniversity website: <http://myuniversity.gov.au/>

²⁵ クイーンズランド州では、Overall Positions (OPs) と Field Positions (FPs) という ATAR に似たランキングシステムが使われている。

²⁶ HSC : ニュー・サウス・ウェールズ州の後期中等教育で授与されている資格の中で最上位の資格で、授与されるために生徒は、HSC コースの要件を満たし、NSW 州の HSC 試験を受験しなければならない。

6-3. コースと資格（学位）の概要

ディプロマ（Diploma）：AQF レベル 5 ディプロマは、準専門的な高等教育資格、職業教育訓練（VET）資格として提供されている。ディプロマ・プログラムは、一般的に 1～2 年（フルタイム）である。 高等教育におけるディプロマ：プログラムは応用的な教育課程に基づいて、助手的な仕事や上位学習のために備えるもので、資格取得者は就職するほか、高等教育セクターにおける上位の教育課程に進むことができる（通常、関連分野の学士プログラムにおいて、最大 1 年相当の単位として認められる）。 職業教育訓練におけるディプロマ：プログラムは技能が求められる仕事、助手的な仕事、上位学習のために備えるもので、資格取得者は就職するほか、職業教育訓練セクターにおける上位の教育課程（一般的に上級ディプロマ・プログラム）、または高等教育セクターにおける上位の教育課程に進むことができる（通常、関連分野の学士プログラムにおいて、最大 1 年相当分の単位として認められる）。
上級ディプロマ（Advanced Diploma）＊：AQF レベル 6 上級ディプロマは高等教育資格、職業訓練資格として提供されており、上級ディプロマ・プログラムは、資格取得者に助手的または高度な技能が必要とされる仕事、上位学習のために備えるものであり、一般的に 18 ヶ月～2 年（フルタイム）である。資格取得者は就職するほか、高等教育セクターにおける上位の教育課程に進むことができる（通常、関連分野の学士プログラムにおいて、1～2 年相当分の単位として認められる）。
準学士（Associate Degree）＊：AQF レベル 6 準学士プログラムは、助手的な仕事、上位学習のために備えるもので、一般的に 2 年（フルタイム）である。学位取得者は就職するほか、上位の教育課程に進むことができる（通常、関連分野の学士プログラムにおいて、1.5～2 年相当分の単位として認められる）。 ＊ 準学士と上級ディプロマの AQF レベルは同一だが、準学士は学術指向が強く、上級ディプロマは職業上の学習に主眼が置かれており、プログラムの目的が異なる。
学士（Bachelor Degree）：AQF レベル 7 学士プログラムは、大学院での研究または専門職の基礎となる知識や分析能力、課題解決技能の育成・向上に焦点があてられている。学士には、3 年制の学位、4 年制の学位、専門職の学位（professional degrees）、混合学位（combined degrees）があり、すべての学士プログラムが、修業年限や特定プログラムの要件に関わらず、AQF が求める学習成果を満たさなければならない。なお、専門職分野の学士プログラムは一般的に 4 年以上（フルタイム）であり、専門職に備えるためにさらなる学習時間が求められる。 また、2 つの学士を取得できるように、学生が二重学位（double degree）または混合学位（combined degree）の学士プログラムに登録することが一般的となっており（人文学、商学、法学、理学分野でよく見られる）、このようなプログラムは、少なくとも 4 年（フルタイム）である。高等学校（senior secondary school）卒業後すぐには入学することができない学士プログラムもあり、これらは専門職プログラムがほとんどであり、「学士取得者向け学士プログラム（graduate-entry Bachelor Degree）」として知られている。 学士プログラムの要件： 学士プログラムは、専攻分野や教育機関・学部・学科によって異なるが、プログラムは必修の基幹科目と専門科目、選択科目から構成されている。プログラムは通常、少なくとも 1 つ以上の専攻分野について 3 年の課程で学ばなければならない、多くの学生は 2 つまたは 3 つの分野を専攻している。多くの大学では、各年次で学生が履修できる最大科目数と最少科目数が定められている。 学部教育は講義、チュートリアル、ゼミ、実験・実習、フィールドワーク等によって行われている。週あたりの授業時間（contact hours）数は、専攻プログラムによって異なる。成績評価は通常、試験、チュートリアルにおけるパフォーマンス、ゼミ、実験・実習、課題の修了状況、フィールドワーク、個人・グループのリサーチワークによって行われる。

優等学士（Bachelor Honours Degree）：AQF レベル 8
優等学士プログラムには、研究の基礎や方法の提供に加えて、1 つ以上の専門分野におけるより発展的で一貫した知識や技能が提供され、相当数の論文やプロジェクトが求められる。プログラムは、学士取得後に 1 年間の学習（フルタイム）が必要だが、4 年間の学士プログラムに組み込まれている場合もある。優等学位は、通常「Hons」の頭文字語と等級の組合せ、例えば「BA (Hons)」に、「First Class」や「Second Class (Upper Division)」を併記して表される。優等学位取得者が、博士プログラムに直接進める場合もある。
グラジュエート・サーティフィケート（Graduate Certificate）：AQF レベル 8
グラジュエート・サーティフィケートは準修士の一種で、高等教育機関と職業教育訓練機関で取得が可能。グラジュエート・サーティフィケート・プログラムは、専門職または高度技能が求められる仕事、上位学習のために設計されている。
高等教育におけるグラジュエート・サーティフィケート：プログラムは、既習の学士や他の資格において得られた知識や技能を進展させるもので、通常 1 セメスターの学習（フルタイム）が求められる。
職業教育訓練におけるグラジュエート・サーティフィケート：プログラムは、専門化された職業分野における重要な知識や技能の構築・習得を目的としており、下位の既得資格や働く中で得られた知識・技能を進展させるもので、通常 6～12 ヶ月（フルタイム）である。資格取得者は就職するほか、職業教育訓練セクターにおける上位の教育課程（通常、グラジュエート・ディプロマの最大 50%に相当する単位を伴う）、または特定のアーティキュレーション協定に基づいて修士プログラムに進むことができる。
グラジュエート・ディプロマ（Graduate Diploma）：AQF レベル 8
グラジュエート・ディプロマは準修士の一種で、高等教育機関と職業訓練教育機関で取得が可能。プログラムは通常 1 年（フルタイム）である。
高等教育におけるグラジュエート・ディプロマ：プログラムは、専門職または高度な技能が求められる仕事、上位学習のために設計されており、既習の学士や他の資格において得られた知識や技能を進展させるものである。
職業教育訓練におけるグラジュエート・ディプロマ：プログラムは、高度に専門化された職業分野における重要な知識や技能の構築・習得を目的としており、下位の既得資格や働く中で得られた知識や技能を向上させるものである。資格取得者は就職するほか、特定のアーティキュレーション協定に基づいて修士プログラムに進むことができる。
* 職業教育訓練セクターのグラジュエート・サーティフィケートとグラジュエート・ディプロマは、高等教育セクターのものと比べて職業に特化しており、プログラムは学術的成果よりも職業的能力に焦点が当てられている。専門職業人の養成や特定の職業能力の育成のために、学士取得後に資格取得も可能である。
修士（Master Degree）：AQF レベル 9
修士プログラムには、研究型、コースワーク型、長期（集中）型の 3 タイプがある。修士は通常、以下の学習（フルタイム）が求められるが、この他にも様々な進学・編入方法がある。
● 学士（3 年制）を取得している場合：18 ヶ月～2 年の学習（フルタイム） ● 学士（4 年制）または優等学士を取得している場合：1 年の学習（フルタイム）
研究型修士（Master Degree (Research)）：プログラムは、研究や学識、上位学習のための高度な知識を提供するために設計されている。プログラムの少なくとも 2/3 は研究が占めており、外部審査を伴う論文の提出が求められる。プログラムは、少なくとも 1～2 年の学習（フルタイム）が求められる。学位取得者は、博士プログラムに進むことができる。
コースワーク型修士（Master Degree (Coursework)）：プログラムは、専門職業務や学識（scholarship）、上位学習のための高度な知識を提供するために設計されており、通常 1～2 年の学習（フルタイム）が求められる。プログラムの多くは、グラジュエート・サーティフィケート（1 セメスター）、グラジュエート・ディプロマ（1 セメスター）、修士（2 セメスター）の 4 セメスターで構成されている。

長期（集中）型修士（Master Degree (Extended)）：プログラムは、学習の向上または専門職業のための高度な知識を提供するために設計されている。プログラムは通常、学士取得後 3～4 年（フルタイム）である。

博士（Doctoral Degree）：AQF レベル 10

博士プログラムは、複合的な領域における批判的理解（critical understanding）や専門化された研究技能に焦点があてられており、修了者には、新たな知識または既存の知識を独創的な応用・解釈によって知的貢献に結びつけながら研究活動を行うことが期待される。プログラムは通常 3～4 年（フルタイム）である。博士には、研究型博士と専門職業型博士がある。すべての博士は、博士論文（thesis, dissertation, exegesis）の提出が必要で、論文は通常、その分野において国際的な評価を受けている 2 人または 3 人の専門家（専門家のうち少なくとも 2 人は外部者でなければならない）によって論文審査が行われることになっている。

研究型博士（Doctoral Degree (Research)）：指導の下で行われる研究や博士論文の作成が主な内容である。プログラムの少なくとも 2/3 は、研究が占めていなければならない。

専門職業型博士（Doctoral Degree (Professional)）：入学前あるいは入学後に、学生が専攻する分野の専門的な職業関連実習を受けている（受ける）ことが求められる。プログラムは、コースワークと研究から成り、プログラムの少なくとも 2 年は研究が占めている。

出典： Australian Qualifications Framework Second Edition, January 2013, p.53, p.58, p.63
Australian Government, AEI, Country Education Profiles Australia, pp.8-12, pp.25-26

6-4. 成績評価システム

成績評価の仕組みについては、各教育機関が独自のシステムを有しているが、一般的な成績評価システムには次のようなものがある。

- 記述的評定（descriptive grades）：High Distinction、Distinction、Credit、Pass 等
- 記号評定（letter grades）：A～E 等
- 数字評定（numeric grades）：7～1（7 が最も高い水準）等
- 比率評定（percentage grades）：上記の評定システムは、理論的に比率システムに即して設定されている

Descriptive grade	Letter grade	Numeric grade	Percentage 1	Percentage 2
High Distinction	A	7	85% - 100%	80% - 100%
Distinction	B	6	75% - 84%	70% - 79%
Credit	C	5	65% - 74%	60% - 69%
Pass	D	4	50% - 64%	50% - 59%
Fail (Conditional)	E/F	3	46% - 49%	50%未満
Fail	F	2	45%以下	
Low fail		1		

出典： Australian Government, AEI, Country Education Profiles Australia, p.62

6-5. 単位システム

オーストラリアには全国統一的な単位制度（Credit system）はないが、オーストラリア資格枠組（AQF）により、資格（学位）を定義付け、資格ごとにフルタイム学生に求められる一般的な学習量（年数）が示されている。

各教育機関では、学習プログラムの学習量を示すために、独自の単位制度を定めている。例えば、学士号を取得するために、24 単位が必要な機関もあれば、600 単位が必要な機関もある。ただし、600 単位の方が、24 単位のよりも長い時間かかるという意味ではない。

学習プログラムは、フルタイム学生の学習量（Equivalent Full-Time Study Load: EFTSL）で示される。1EFTSL は 1 年間の学習量を示し、学士課程では 1 科目は 0.125EFTSL の学習量とされ、1 学期につき通常 4 科目（年間で 8 科目）の履修が必要である（ $0.125\text{EFTSL} \times 8 = 1\text{EFTSL}$ ）。

オーストラリアでは、対面授業時間や学習時間を、単純に単位（credit）に換算することは難しい。単位は、こういった時間数ではなく、フルタイムの学習量を示すための制度で、それは教育機関によって異なる定義をしている。ある機関では 1 科目は 1 単位としていたり、25 単位としていたり、異なった学習時間数を課している。但し、いずれの 1 科目もフルタイム相当の学習量としては同等に設定されている。

また、単位は職業教育訓練（VET）機関でも付与され、職業教育訓練（VET）や高等教育資格における最低単位数の推奨値がオーストラリア資格枠組（AQF）進路方針（AQF Qualifications Pathways Policy）で規定されている。

出典： Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, p.8, pp.13-14

参照： Australian Government, DIISRTE, *Administrative information for higher education providers: student support*, p.29
Higher Education Support Act 2003, p.191

6-6. 単位互換と既習歴の認定

単位互換（Credit transfer）は、学生が正規の教育課程において既に学んだ学習事項を、再度履修しなくてもよいように認定するものであり、各高等教育機関の判断により、学部と大学院のプログラムの両方で採用されている。AQF の進学進路にかかる方針には、職業教育訓練と高等教育の資格における、推奨単位の下限数が規定されている。

また、既習歴認定（Recognition of Prior Learning）は、正規以外の職業訓練、職業経験、専門的な免許・試験等を認定するものであり、代替的な進学・編入方法である。職業教育訓練では、入学志願者のスキルや知識が職業教育訓練機関に認められ、入学が許可されたり、特定のプログラムにおいて単位が与えられたりする場合もある。職業教育訓練における既習歴認定は、正規の学習経験や職業経験、個人的な学習といった正規以外の学習、職場における学習、そして人生経験をもとに審査される。

高等教育においては、単位互換や既習歴認定にかかる審査は、入学許可を経た後に、入学審査とは別のプロセスとして行われる。

出典： Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, pp.13-14, p.28

Australian Government, Future Unlimited website:

<http://www.studyinaustralia.gov.au/japan/australian-education/education-system/course-credits>

6-7. 授業料・融資制度・奨学金

6-7-1. 授業料

オーストラリアの高等教育機関で学ぶ学生には、学費・授業料が課されている。ただし、支払う額については、連邦政府支援学生（Commonwealth-supported students）と授業料納付学生（fee paying students）のどちらで入学したかで異なる。また、海外からの留学生は留学生用の授業料を支払わなければならない。

○ 連邦政府支援枠（Commonwealth supported places）

連邦政府支援枠で入学した学生が、連邦政府支援学生である。各高等教育機関は、連邦政府助成金制度（Commonwealth Grant Scheme: CGS）を通じて連邦政府分担金（Commonwealth contribution amounts）という形で連邦政府支援学生の助成金を受け取る。連邦政府支援枠には、次のとおり国籍の要件がある。

- オーストラリア国民
- ニュージーランド国民（受講中、オーストラリアに居住している必要あり）
- オーストラリア永住ビザ取得者（受講中、オーストラリアに居住している必要あり）

各高等教育機関は、連邦政府支援学生（学費免除学生を除く）に対して学生分担金（student contribution amount）の支払いを求めなければならないが、授業料（tuition fees）を課することはできない。また、学生分担金の支払い方法は、連邦政府支援学生の国籍や居住地によって異なる。

- オーストラリア国民・難民永住ビザ取得者：オーストラリア国民と難民永住ビザ取得者は、学生分担金の支払いを支援する HECS-HELP という融資制度を利用できる場合があり、学生分担金の全額または一部を前納することで、割引を受けることもできる。
- その他の永住ビザ取得者・ニュージーランド国民：難民永住ビザ以外の永住ビザ取得者とニュージーランド国民は、前納または期日までに全額を支払わなければならない。HECS-HELP の資格はなく、前納しても割引は適用されない。

フルタイムで 7 年程度と連邦政府支援学生の期限を制限していた学生学習資格（Student Learning Entitlement: SLE）は、2012 年 1 月から廃止された。また、連邦政府によって連邦政府支援枠の上限数が定められていたが、学生や雇用主からの要望もあり、受入人数や受入を行う専門分野を国公立大学が自ら決定する需要主導型の制度（demand-driven system）が 2012 年に導入された。ただし、非学位型の学士課程コース、医学コース、非研究型の大学院課程コースについては、引き続き連邦政府によって連邦政府支援枠数が定められている。

専攻分野別連邦政府分担金（2013 年）

区分	専攻分野	連邦政府分担金 (EFTSL ²⁷ ごと)
1	法学、会計学、行政学、経済学、商学	1,933 豪ドル
2	人文学	5,369 豪ドル
3	数学、統計学、行動科学、社会学、コンピュータ、環境、健康学 (other health)	9,498 豪ドル
4	教育学	9,882 豪ドル
5	臨床心理学、医療関連 (allied health)、外国語学、視覚・舞台芸術	11,681 豪ドル
6	看護学	13,041 豪ドル
7	工学、科学、測量学	16,606 豪ドル
8	歯学、医学、獣医学、農学	21,075 豪ドル

出典： Australian Government, Department of Industry website:

<http://www.innovation.gov.au/HigherEducation/ResourcesAndPublications/Resources/Documents/Rates2013.pdf>

Australian Government, DIISRTE, *Administrative information for higher education providers: student support, January 2012*, p.29

学生分担金上限額（2013 年）

Band ²⁸	専攻分野	政府分担金区分	上限額 (EFTSL ごと)
3	法学、会計学、行政学、経済学、商学	1	9,792 豪ドル
	歯学、医学、獣医学	8	
2	数学、統計学、コンピュータ、環境、健康学 (other health)	3	8,363 豪ドル
	医療関連 (allied health)	5	
	科学、工学、測量学	7	
	農学	8	
1	人文学	2	5,868 豪ドル
	行動科学、社会学	3	
	教育学	4	
	臨床心理学、外国語学、視覚・舞台芸術	5	
	看護学	6	

出典： Australian Government, Department of Industry website:

<http://www.innovation.gov.au/HigherEducation/ResourcesAndPublications/Resources/Documents/Rates2013.pdf>

Australian Government, Study Assist website:

<http://studyassist.gov.au/sites/studyassist/help/repayingmyfees/csps/pages/student-contribution-amounts>

²⁷ EFTSL (Equivalent Full-Time Study Load) はフルタイムに換算した学習量のこと、学生が1年間に受けるコースについて、フルタイムを基本とした学習量を示している。

²⁸ 国家優先分野 (National Priority Band) は 2013 年 1 月から廃止された。(2012 年の国家優先分野は、数学、統計学、科学であった。)

○ 授業料納付枠 (Fee paying places)

高等教育機関は、連邦政府支援学生と学費免除学生を除くすべての国内学生に対して、授業料 (tuition fee) の支払いを求めなければならない。これらの学生は、授業料の全額または一部の支払いを支援する FEE-HELP という融資制度を利用できる場合がある。授業料については、高等教育支援法 (HESA) で下限値が定められている (上限値の定めはない)。

しかし、国公立大学は 2009 年 1 月以降、学部においては国内学生を対象とした授業料納付枠を設けることができなくなった。私立大学や海外大学 (のオーストラリア分校)、その他の高等教育機関については、学部生の授業料納付枠を設けることができる。ただし、大学院コースおよび導入コース (enabling courses)²⁹においては、すべての機関で授業料納付枠を設けることができる。

出典： Australian Government, AEI, *Country Education Profiles, Australia*, pp.19-20

Australian Government, DIISRTE, *Administrative information for higher education providers: student support, January 2012*, p.11, p.26, p.56, p.59, p.67, pp.71-73

○ 海外からの留学生に対する学費

連邦政府は、連邦政府が出資する奨学金を受領する学生を除いて、海外からの留学生に対する教育費の拠出は行わない。連邦政府が国内学生の教育のために提供している助成金を利用して、留学生用の入学枠を設けたり、サービスの提供を行ったりすることはない。高等教育機関は、留学生へのコース提供にかかるコストを十分に賄うことができる平均額を、すべての留学生に対して課さなければならず、下限額が高等教育機関ガイドライン (*Higher Education Provider Guidelines*) で定められている。

出典： Australian Government, DIISRTE, *Administrative information for higher education providers: student support, January 2012*, p.76

留学生に対する学費の下限額 (2013 年)

専攻分野		学費		学費 (諸経費込)	
法学、経済、ビジネス、人文、数学／統計学、社会学、教育学、コンピューティング、建築学、デザイン、看護学、芸術、科学	キャンパス内	年額 (フルタイム換算)	9,602 豪ドル	年額 (フルタイム換算)	11,456 豪ドル
	キャンパス外				10,120 豪ドル
科学 (実験ベース)、医療関連、工学、薬学、農学	キャンパス内	年額 (フルタイム換算)	14,498 豪ドル	年額 (フルタイム換算)	17,133 豪ドル
	キャンパス外				15,203 豪ドル
医学、歯学、獣医学	キャンパス内	年額 (フルタイム換算)	20,049 豪ドル	年額 (フルタイム換算)	23,597 豪ドル
留学生のための英語集中コース (ELICOS)	キャンパス内				304 豪ドル
	キャンパス外				

出典： Australian Government, Department of Industry website:

<http://www.innovation.gov.au/HigherEducation/ResourcesAndPublications/Resources/Documents/Rates2013.pdf>

参照： Australian Government, DIICSRTE, *Higher Education Provider Guidelines 2012*

²⁹ 高等教育 (HE) 学位が取得できるコースの受講前に導入的に実施されるコース。

6-7-2. 融資制度：高等教育融資プログラム

オーストラリアには、高等教育融資プログラム（Higher Education Loan Program: HELP）という融資制度があり、HELP には以下の 5 種類がある。収入が一定の割合を超えた場合に強制的に返済される仕組みになっており、オーストラリア税務局（Australian Tax Office: ATO）が課税システムを通じて徴収する。

○ HECS-HELP（Higher Education Contribution Scheme-HELP）：

資格を有する連邦政府支援学生に対して、学生分担金の支払いを援助する融資制度。全額または一部（少なくとも 500 豪ドル）を前納することで、割引を受けることができる。対象は、オーストラリア国民と難民永住ビザ取得者（受講中オーストラリアで居住している必要あり）だが、主要コースを海外のキャンパスで受講する場合は、対象外となる。

○ FEE-HELP（Fee-paying students-HELP）：

資格を有する授業料納付学生に対して、高等教育支援法（HESA）で承認された高等教育機関への授業料の全部または一部の支払いを援助する融資制度。授業料納付学生のうち、オーストラリア国民、難民永住ビザ取得者（受講中オーストラリアで居住している必要あり）、一部の永住ビザ取得者が対象。学部コースの場合は、一部コースを除き、融資額の 25% を加算した額を返済しなければならない。

○ OS-HELP（Overseas Study-HELP）：

海外でコースを受講する資格を有する連邦政府支援学生に対して、財政的な支援を行う融資制度。航空料金や宿泊費といった海外で学ぶために必要な経費を賄うために利用される。支援期間は 6 ヶ月。オーストラリア国民と永住ビザ取得者のうち、以前は海外高等教育機関またはオーストラリアの高等教育機関の海外キャンパスにフルタイム学生として在籍している学生が対象であったが、2013 年 7 月に成立した *Higher Education Support Amendment (Asian Century) Bill 2013*³⁰により、学部学生のみだった対象範囲が連邦政府支援枠の大学院生にまで拡大された。

○ SA-HELP（Student services and Amenities fee-HELP）：

オーストラリア国民と難民永住ビザ取得者（受講中オーストラリアで居住する必要あり）を対象とした、所属の高等教育機関によって課せられる学生サービス費や施設費（amenities fee）を賄う融資制度。

○ VET FEE-HELP（Vocational Education and Training FEE-HELP）：

職業教育訓練（VET）に対する融資制度で、オーストラリア国民とオーストラリアに居住している難民永住ビザ取得者が対象。

HELP 借入金は、ATO に対していつでも自主的に早期返済することができる。早期返済には特典があり、500 豪ドルまたはそれ以上の額を早期返納することで、早期返済額の 5% を上乗せた額が返済されたことになる。（以前はこの特典が 10% だったが、2012 年 1 月に連邦政府が 5% に引き下げた。）

出典： Australian Government, DIISRTE, *Administrative information for higher education providers: student support*, January 2012, p.11, pp.79-106, p.113
Australian Government, Study Assist website: <http://studyassist.gov.au/sites/studyassist/pages/welcome>
Parliament of Australia website: http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bld=r4971
Australian Government, DEEWR, *SA-HELP Information for 2012*, p.1, p.3
Australian Government, DIISRTE, *Support for overseas study, OS-HELP information for 2013*
Australian Government, DIISRTE, *Want to study a VET qualification?, VET FEE-HELP information for 2013*

³⁰ OS-HELP の対象拡大とアジアへ留学するオーストラリアの学生への助成金の増大のために高等教育支援法（HESA）を改正する法律。

6-7-3. 奨学金

短期の交換留学や語学準備のための奨学金等のほか、大学進学のために引っ越しが必要な学生を支援する制度、教科書やインターネット関連費といった必要経費の支払いを支援する制度等、連邦政府は学生に対する様々な財政的支援を行っている。

このほか、連邦政府はオーストラリア留学を経済的に支援するため、留学生に対する奨学金³¹を提供している。また、各教育機関や公共団体、民間団体が提供している奨学金も多数ある。

出典： Australian Government, Aei. gov. au website（教育訓練省の国際教育のためのウェブサイト）：

[https:// www.education.gov.au/international-education](https://www.education.gov.au/international-education)

Australian Embassy, Tokyo website: <http://www.australia.or.jp/education/>

Australian Government, Future Unlimited website: <http://www.studyinaustralia.gov.au/japan/australian-education/scholarships>

Australian Awards Endeavour Scholarships and Fellowships website: <http://endeavour.australia.or.jp/>

6-8. 学生調査

6-8-1. オーストラリア卒業生調査

オーストラリア卒業生調査（Australian Graduate Survey: AGS）は、高等教育機関の卒業生を対象とした全国的な調査で、毎年 GCA（Graduate Careers Australia）³²によって実施される。学位授与要件を満たして課程を修了してから約4ヶ月後に、すべてのオーストラリアの大学（および多数の高等教育レベルのカレッジ）における新卒業生に対して、一斉調査が行われる。国内学生の卒業人口に対する回答率は、通例 60～65%である。

AGS は、卒業生追跡調査（Graduate Destination Survey: GDS）、コース経験調査（Course Experience Questionnaire: CEQ）、大学院卒業生研究経験調査（Postgraduate Research Experience Questionnaire: PREQ）から成る。

卒業生追跡調査 （GDS）	卒業生の就職状況、給料、学習の継続状況や労働市場における地位、求職状況、学歴等に関する情報を収集する調査で、1972年に初めて全国レベルで実施された。
コース経験調査 （CEQ）	コースの質の高さに対する認識やスキルに対する自己評価レベル、コース全体の満足度に主に焦点をあて、コースワーク型の卒業生に対して、高等教育の経験につながる主要な要素を調べるもので、1992年から始まり、2002年に改定が行われた。
大学院卒業生研究経験調査 （PREQ）	研究型修士の卒業生に対して、高等教育の経験につながる要素を調べるもので、1999年から始まった。

出典：GCA website: <http://www.graduatecareers.com.au/>

³¹ 代表的なものとして、エンデバール奨学金（Endeavour Scholarships and Fellowships）がある。これは、アジア太平洋、中東、ヨーロッパ、アメリカ大陸諸国の国民に対し、オーストラリアでの学習、研究や専門的能力開発のために提供されており、オーストラリア人の海外での学習、研究や専門的能力開発にも提供されている。

³² GCA：オーストラリアにおいて卒業生の雇用問題に取り組んでいる機関で、高等教育セクターや政府、経済界と連携して卒業生の雇用や就職機会の拡大を図っている。

6-8-2. オーストラレーシア学生関与調査

オーストラレーシア学生関与調査（Australasian Survey of Student Engagement: AUSSE）は、オーストラリア教育研究カウンスル（Australian Council for Education Research: ACER）³³が実施する調査で、オーストラリアとニュージーランドの大学やその他の第三段階教育機関の学生と教員を対象に毎年実施されている。AUSSE によって集められたデータは、学生の成果の改善、資源・プログラム・サービスのマネジメントやモニタリングのため、そして学生をどのように引きつけ、学生数を維持するかの判断材料とするために、高等教育機関が利用することができる。AUSSE には、学生の主体的関与に関する質問紙調査（Student Engagement Questionnaire: SEQ）、大学院生の主体的関与に関する質問紙調査（Postgraduate Survey of Student Engagement: POSSE）、学生の主体的関与に関する教員調査（Staff Student Engagement Survey: SSES）の 3 種類の調査があり、2007 年の（SEQ）開始以来、200,000 人を超える学部学生、大学院生（コースワーク型）、教員が調査を受け、オーストラリアでは過去 6 年間において、60 を超える機関で AUSSE が実施されている。

学生の主体的関与に関する質問紙調査（SEQ）	SEQ は、学部学生やその他の第三段階教育機関の学生のうち、第一学年と最終学年の学生が対象。代表者へのサンプル調査または一斉調査、オンラインまたは紙面での調査を選択することができ、所要時間は 15 分程度。米国の NSSE（National Survey of Student Engagement） ³⁴ と構造的にリンクしており、NSSE の結果と比較することができる。
大学院生の主体的関与に関する質問紙調査（POSSE）	POSSE は、SEQ の大学院生（コースワーク型）版である、PSEQ（Postgraduate Student Engagement Questionnaire）を用いて行われる。PSEQ はオンラインのみで実施され、所要時間は 15 分程度。2009 年に試験的に開始され、2010 年から一般に実施されている。
学生の主体的関与に関する教員調査（SSES）	SSES は、過去 2 年間に学部学生に対して教鞭をとった教員が対象で、米国の FSSE（Faculty Survey of Student Engagement） ³⁵ を基本としている。SSES は、SSEQ（Staff Student Engagement Questionnaire）を用いて、オンラインのみで実施される。所要時間は 15 分程度。「受け持った学生の様々な活動への取り組み状況」、「多様な学習の重要度」、「教室内外における学生との相互作用の特質や頻度、時間管理の状況」に対する教員の認識を調査する。SSEQ の構造や内容は SEQ と対になっており、SSEQ の結果の多くは SEQ の結果と比較することができる。

AUSEE は、個々の統計や教育的な背景、特定の学習活動や学習状況に関する 100 程度の情報を収集する。調査には、学生エンゲージメントを測る 6 項目と成果を測る 7 項目が含まれる。

<学生の主体的関与：6 項目>

- 期待や評価が学生の学習を促す程度（Academic Challenge）
- 学生が能動的に知識を構築する取り組み（Active Learning）
- 学生と教員の関わり（Student and Staff Interactions）
- 学生の幅広い教育活動への参加状況（Enriching Educational Experience）
- 学習支援体制に対する学生の考え（Supportive Learning Environment）
- 雇用に焦点をあて職業経験を組み入れた学習の状況（Work integrated Learning）

³³ ACER：政府から独立した非営利組織で、生涯学習の改善に利用可能な研究ベースの知識・成果・サービスの構築と普及を目的としている。

³⁴ NSSE：1990 年代半ばに開発され、1,300 を超える米国とカナダの高等教育機関で実施されている調査

³⁵ FSSE：インディアナ大学中等後教育センターが 2004 年から実施している調査

<成果：7 項目³⁶>

- 高度な思考形成への取り組み（Higher-Order Thinking）
- 汎用的能力の発達状況（General Learning Outcomes）
- 個人的・社会的発達の状況（General Development Outcomes）
- 専門的職業への就職準備状況（Career Readiness）
- コースにおける全成績の平均（Average Overall Grade）
- 卒業できなかった（しなかった）学生が翌年学業に戻らなかった理由（Departure Intention）
- 自己の教育的経験に対する学生の満足度（Overall Satisfaction）

出典：ACER website: <http://www.acer.edu.au/>

6-8-3. その他：卒業生技能試験

卒業生技能試験（Graduate Skills Assessment: GSA）は、多肢選択式の試験（120 分）と 2 つの記述式試験（60 分）で構成されており、連邦政府が卒業生のスキルを調査する新しい試験開発を ACER に業務委託し、2000 年から始まった。GSA は、批判的思考力、問題解決力、対人理解、文章表現力にかかる基準に沿ってアセスメントするもので、これらは卒業生に備わっていることが期待される重要なスキルとして認識されている。入学時の測定結果は、対処に課題のある学生を特定・支援するための診断調査として、卒業前の測定結果は、大学院入学の際の追加的基準や学生が習得したスキルの参照ツール等としての活用が期待されていた。

しかしながら、近年、このようなアセスメントは学生の学習を促進させることには効果が低く（Pitman & Broomhall, 2009; Bath et al, 2004; Green et al, 2009）、また GSA のアセスメントは、教育（teaching）と学習（learning）の関連性についての正当性が低いと言われている。

出典：ACER website: <http://www.acer.edu.au/>

Graduate Skills, Review on the assessment of graduate skills and academic standards, pp.8-9

7. オーストラリアの国際教育

オーストラリアは、オーストラリアで学生ビザを取得している海外からの留学生、オーストラリア国外（オフショア）の学生に対して、教育と職業訓練を提供している。海外からの留学生は、学校教育、高等教育（Higher Education）、職業教育訓練（Vocational Education and Training）、留学生のための英語集中コース（English Language Intensive Course for Overseas Students: ELICOS）、また、進学準備コース（foundation courses）といった資格（学位）が授与されないプログラムへ進学することができる。

7-1. 国際教育の規制・監督

教育サービスはオーストラリアの主要産業のひとつである。そのため、海外からの留学生は、学ぶ内容や期間に関係なく、質の高い教育の享受と留学生保護がオーストラリアの法律によって定められている。学生ビザを取得してオーストラリアで学ぶ海外からの留学生に教育や職業訓練を提供する教育機関に対して、「留学生のための教育サービス（Education Service for Overseas Students: ESOS）法」³⁷や「留学生受入れにかかる登録行政および教育訓練機関に対する全国行動規範（National Code of Practice for Registration Authorities

³⁶ SSEQ は「専門的な職業への就職準備状況」と「平均的な成績」を除いた 5 項目。

³⁷ ESOS 法は近年の改正により、コースが閉鎖された場合の留学生への対応等が強化された。（教育機関でコースが閉鎖された場合、授業料の返金に活用する「授業料保護サービス（<https://tps.gov.au/Home/NotLoggedIn>）」がある。）

and Providers of Education and Training to Overseas Students: National Code)」³⁸といった教育および職業訓練のセクターにまたがる国の一貫した基準を設けている。

ESOS 法により、学生ビザを取得してオーストラリアで学ぶ海外からの留学生を受け入れるすべての教育機関とコースは、「留学生向け教育機関・コースの政府登録制度（Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students: CRICOS）」³⁹に登録されていなければならない。連邦政府教育省によって管理されている CRICOS ウェブサイト（<http://www.cricos.deewr.gov.au/>）には、登録認可を受けた教育機関とコースを検索可能なデータベースが整備されている。

〈ESOS 法の主な目的〉

- 海外からの留学生が支払った授業料の保護
- オーストラリアにおいて質の高い教育や職業訓練サービスが提供されているという評判の維持・向上
- 学生ビザに関連する法律の順守状況にかかる情報を教育機関が収集・報告することによる、オーストラリア移民法の補完

オーストラリアで学生ビザを取得している留学生の在籍者はすべて、PRISMS（Provider Registration and International Students Management System）というデータベースに登録されていなければならない。PRISMS は ESOS 法のもと、履修コースの出席状況や進捗といった学生ビザ要件に関する留学生の順守状況を教育機関が監視するのに必要なシステムである。学生ビザ要件に違反した留学生がいる場合、教育機関はビザを所管する移民・国境警備省（Department of Immigration and Border Protection）に PRISMS を通じて報告しなければならない。

7-2. 国境を越えて提供される教育・職業訓練

オーストラリアの国境を越えて提供される教育・職業訓練は、オフショア（offshore）やクロスボーダー（cross-border）教育・職業訓練として知られており、プログラム・コースの提供や評価（assessment）が認定を受けたオーストラリアの機関によって、オーストラリア以外の国で行われているものを言う。国境を越えて提供されるプログラムは、オーストラリアの資格（学位を含む）を取得できるものもあれば、資格取得を伴わないコースもある。

オフショアでオーストラリアの資格を提供しているオーストラリアの教育機関は、TEQSA 法に基づく質保証要件を満たすだけでなく、拠点としている国の規制要件（regulatory requirement）も満たさなければならない。ただし、ESOS 法が定める、CRICOS への登録や留学生の授業料保護については、オーストラリア国外には適用されない。

オフショアで提供される教育・職業訓練には、以下のような様々な形態がある。

- 1 つのオーストラリアの教育機関が自機関のキャンパスのみにおいて提供するもの
- 現地の提携機関が提供するコースやプログラム
- 2 つの機関が連携して提供する教育プログラム（twinning arrangement など）
- 認定を受けているオーストラリアの教育機関が自機関のカリキュラムやコースを提供する許可を提携機関に与えて提供するもの
- 現地やオーストラリアの教員による遠隔教育プログラム

³⁸ National Code は、海外からの留学生の保護と CRICOS の登録教育機関によって留学生へ提供されるコースを管理するための基準であり、ESOS 法のもと制定された。（詳細は p.56 を参照。）

³⁹ オーストラリア国内（オンショア）で学生ビザを得た留学生に提供するコースについては、CRICOS に登録されていなければならないが、オーストラリア国外（オフショア）で提供するコースについては、CRICOS に登録されている必要はない。しかし、オフショアで提供するコースであってもオーストラリア資格枠組（AQF）で規定されている資格（学位）が取得可能なコースである場合は、国内の基準を満たさなければならない。

出典： Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, pp.72-73
Australian Government, Future Unlimited website:
<http://www.studyinaustralia.gov.au/japan/australian-education/education-system/esos-act>,
<http://www.studyinaustralia.gov.au/japan/australian-education/about-australian-education>
Australian Government, Department of Education, CRICOS website: <http://www.cricos.deewr.gov.au/default.aspx>
Australian Government, DEEWR, *National Code of Practice for Registration Authorities and Providers of Education and Training to Overseas Students 2007 (National Code 2007)*, p.1
Australian Government, DIISRTE, *Administrative information for higher education providers: student support, January 2012*, p.77
TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/for-providers/cricos>
TEQSA, *A Snapshot of TEQSA*: http://www.teqsa.gov.au/sites/default/files/TEQSAsnapshot_Eng.pdf

8. 職業教育訓練

オーストラリアの職業教育訓練（Vocational Education and Training: VET）セクターでは、政府と産業界との提携により、教育訓練が提供されている。連邦政府と州政府は、資金の提供、政策の開発、セクターの規制・監督（regulation）と質保証に、各業界団体と雇用主団体は、訓練の方針と優先事項、および技能を労働市場に提供する資格開発に寄与している。オーストラリアの職業訓練システムは、質が高く、国が認めた職業訓練を提供している。

出典： Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, p.29

8-1. 職業教育訓練機関

職業教育訓練は、登録された職業教育訓練機関（Registered Training Organizations: RTOs）によって提供され、一般的に RTOs のみが国家認定資格や修了証書（statements of attainment）を授与・発行することができる。オーストラリアには約 4,100 の RTOs があり、RTOs には TAFEs と呼ばれる公立の職業訓練専門学校（colleges and institutes of Technical and Further Education）⁴⁰、その他の公立機関、民間の機関が含まれる。また、RTOs には、準学士や学士といった高等教育資格を提供する高等教育機関（大学等）としても認められている RTOs も含まれる。RTOs や国家認定を受けた職業訓練は、全国登録簿である「training.gov.au」（<http://training.gov.au/>）で公表されている。

出典： Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, p.29
Australian Government, *Review of Higher Education Regulation REPORT*, p.5
ASQA website: <http://www.asqa.gov.au/>
Training.gov.au website: <http://training.gov.au/>

⁴⁰ TAFEs はオーストラリアにおいて VET を提供する主要機関で、州や準州が運営おり、大学と提携している TAFEs もある。ほとんどの TAFEs は 2 学期制または 3 学期制。

8-2. 資格とコース

職業教育訓練機関では、オーストラリア資格枠組（AQF）のレベル 1 からレベル 6 まで、およびレベル 8 の資格の取得が可能である。VET の資格は成果をもとにしており、職業的な技能や能力の獲得に焦点をあてている。以下の AQF 資格の取得を目指すトレーニング・パッケージ等が職業教育訓練機関（RTOs）によって提供されている。

- Certificate I（AQF レベル 1）、Certificate II（同レベル 2）、Certificate III（同レベル 3）、Certificate IV（同レベル 4）
- ディプロマ（Diploma／AQF レベル 5）、上級ディプロマ（Advanced Diploma／同レベル 6）
- グラジュエート・サーティフィケート（Graduate Certificate／AQF レベル 8）、グラジュエート・ディプロマ（Graduate Diploma／同レベル 8）

トレーニング・パッケージ（Training Package）：産業界が自らの要望を満たすように開発した国家認定プログラムで、大抵の場合、1 つ以上の AQF 資格が規定されている。RTOs によって提供され、一般的に産業技能カOUNシル（Industry Skills Councils: ISCs）⁴¹によって開発されている。

出典：Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, pp.22-24, p.32

8-3. オーストラリア技能質保証機関（ASQA）

オーストラリア技能質保証機関（Australian Skills Quality Authority: ASQA）は、オーストラリアの職業教育訓練（VET）セクターにおける国の規制・監督機関であり、国が承認した質基準を満たしていることを保証するために、コースや職業訓練機関の規制・監督を行う。

以下に該当する教育機関は、ASQA の管轄となる。

- オーストラリア首都特別地域（ACT）、ニュー・サウス・ウェールズ州（NSW）、北部準州（NT）、南オーストラリア州（SA）、クイーンズランド州（QLD）、タスマニア州（TAS）のいずれかでコースを提供している機関
- 海外からの留学生に職業教育訓練を提供するために、CRICOS の登録を受けている機関
- オンライン上でコースを提供している機関

ASQA は ACT、NSW、NT の職業教育訓練（VET）セクターを規制・監督する機関として 2011 年 7 月に設立された。その後、ASQA は、タスマニア州（TAS）については 2012 年 2 月の法令発令後に、南オーストラリア州（SA）については 2012 年 3 月に、クイーンズランド州（QLD）については 2012 年 7 月に、VET セクターの規制・監督機関となった。これらの州・準州は、規制・監督する権限を ASQA に付託しているが、ビクトリア州については VRQA（Victorian Registration and Qualifications Authority）が、西オーストラリア州については、留学生に教育を提供している機関を除き、TAC（Training and Accreditation Council）が規制・監督を行っている。

出典：Australian Government, AEI, *Country Education Profiles Australia*, pp.31-32
ASQA website: <http://www.asqa.gov.au/>

⁴¹ ISCs は VET セクターにおける企業の利益を代弁する機関で、主な役割は企業のニーズに沿ったトレーニング・パッケージの開発を支援することである。

9. 高等教育に関する情報サービス

9-1. MyUniversity

MyUniversity は、オーストラリア連邦政府が提供するオンライン高等教育情報サービスで、オーストラリアの高等教育機関について、明確かつ信頼できる有効な情報を学生に提供している。MyUniversity では、大学とコースの検索ができる。大学の検索では、選択した大学について、大学全体・学問分野別の情報が入手でき、大学間の比較も可能である。また、コースの検索では、大学以外の高等教育機関（TAFEs 等）が提供するコースの検索もでき、選択したコース間の比較が可能である。

主な掲載情報は次のとおり。

大学検索	大学全体の 情報	大学概要
		学生総数、留学生率、社会的弱者層等に属する学生率
		常勤教員数、教員の資格に関する情報
	学問分野別の 情報	志願者数、受入数、入学者数、卒業生数、退学率
		学生調査の結果（卒業生の満足率、ジェネリック・スキルが身についたと答えた卒業生率）
		卒業生の進学（フルタイム）率、卒業生の就職（フルタイム）率、卒業生の平均的な給与
コース検索	コース概要（修業時に授与される資格、修学年数等）、連邦政府支援学生の学費、入学に必要な ATAR（本編 p.19 参照）値、ATAR の値以外の入学要件の有無	

出典：Australian Government, MyUniversity website: <http://www.myuniversity.gov.au/>

9-2. 学位・資格認証促進のための情報センター

オーストラリアでは、海外の資格（学位を含む）を持つ人々のオーストラリアでの就業や就学を支援するために、オーストラリア資格枠組（AQF／詳細は本編 pp.4-10 を参照）をベンチマークとして活用し、オーストラリアの資格と比較可能な海外資格（学位）についての公式な情報の提供やアドバイスを行う情報センター⁴²が、連邦政府教育省の国際部直下に置かれている。資格認証にかかる主な業務は次のとおり。

- 海外の資格（学位）がオーストラリアの資格に比べてどの程度の水準にあるかについて、Country Education Profiles (CEP) Online⁴³を通じた情報発信
- 海外資格の評価（アセスメント）⁴⁴
- オーストラリアの資格の国際的な認証、海外の資格の専門的な認証を支援するための財政支援

出典：Australian Government, Aei. gov. au website: <https://aei.gov.au/pages/default.aspx>

⁴² 国際部内の部門である Qualifications Recognition Policy (QRP) が、当該情報センターの役割を担っている。以前の名称は AEI-NOOSR (Australian Education International-National Office of Overseas Skills Recognition) だったが、2014 年に QRP に改称された。

⁴³ 海外の教育資格の評価（確認）のための有料のオンライン認証ツール（ただし、オーストラリアと他の 1 か国分がサンプル版として無料閲覧可。）で、大学・他の高等教育機関、職業団体、雇用主、海外の機関・政府に利用されている。2015 年 4 月時点で 127 ヶ国分が掲載されている。

⁴⁴ QRP の評価（アセスメント）は、海外の資格（学位）をオーストラリアの資格枠組（AQF）と比較して情報提供するもの。留学や移民、特定職業への雇用目的のためのアセスメントは行わず、一般的な目的のために、海外の高等教育、中等教育後の技術的・職業的な資格の情報を提供する。

Ⅲ. オーストラリア高等教育における規制・監督及び質保証システム

1. 高等教育質規制・監督及び質保証システムの沿革

オーストラリアでは、1970年代後半より今日まで、大学の教育研究活動・業績について、自ら厳しく管理監督することが連邦政府によって奨励されてきた。80年代に入ると、自己点検のポイントとして、効率性・有効性の向上ならびに社会一般に対する説明責任がクローズアップされるようになった。

1980年代半ばにかけて連邦政府は、大学のアカデミック・スタンダード（基準）を策定し大学の質と効率性を向上させることを目的として、機関内部による主要な学問分野を対象とした分野別レビューの取組に対し、財政支援を行った。これらの内部レビューの結果、各高等教育機関レベルならびにオーストラリアの高等教育部門レベルにおける質保証の重要性が浮き彫りになったが、機関がレビューの指摘事項に基づいて実質的な改善の取組を行っているかどうかを確かめる制度的な枠組みはまだ整備されていないのが当時の状況であった。

こうしたなか、80年代後半の高等教育部門における大幅な構造再編と、90年代初頭に始まる高等教育進学率の急増を受け、高等教育の質・水準を維持し、さらに向上させることに対する連邦政府の関心が高まった。

1991年、質保証の枠組みとして、連邦政府はこれまでの分野別レビューから機関別レビューへとアプローチの転換を図り、高等教育における教育研究の質を高めることを目的とした一連の包括的な施策を打ち出した。その一例として、機関の目的や使命に照らして、高いレベルの質保証を実践しうる大学に対してはより多くの資金を配分する仕組みの導入があげられる。

1992年、連邦政府は、質保証に関する助言、教育機関の質保証ポリシーとそのプロセスに対するオーディット（監査）、質保証関係の年次補助金配分に関する提案を行うことを目的とする「高等教育質保証委員会」（Committee for Quality Assurance in Higher Education）を設置した。当委員会は1993年から1995年にかけて、全3周期の大学機関別監査を実施した。この監査プロセスにおいて、機関内部で自発的な自己評価が行われたが、その結果、アウトカムが測定され、機関ごとの格差が浮き彫りになったことにより、各機関に大幅な改革を促すこととなった。

1995年には、連邦政府の教育大臣会議である教育・雇用・訓練・青少年問題に関する行政審議会（MCEETYA）の主導のもと、オーストラリアの高等教育機関を正式に登録し、授与される教育資格・学位それぞれについて全国統一的な定義づけおよび管理を行うシステムであるオーストラリア教育資格枠組（Australian Qualifications Framework: AQF）が新たに承認された。これは、職業教育訓練分野を統合した枠組みとして、オーストラリアの質保証を示す役割も果たしている。

以前は、連邦政府からの公的財政支援を受けている高等教育機関すべてを対象に、機関ごとの「質の保証と改善にかかる計画」（Institutional Quality Assurance and Improvement Plan）という計画書を連邦政府に提出することが求められていた。これは、高等教育の実態の把握を目的とした連邦政府主導の高等教育機関に関する情報収集事業の一環であった。この他にも、多くの文書や計画案の提出、大学への訪問調査も行われた。各機関は「質の保証と改善にかかる計画」の中で、教育、学習、研究、管理運営、地域サービスなどの主要領域それぞれについての機関目的・目標と、それらを達成するための詳細な戦略およびその達成度を測る際に用いられる指標を明確にすることが求められた。また、同プランには、大学での学習経験について卒業生に聞く「コース経験調査」（CEQ）や、卒業生の就業状況についての調査である「卒業生追跡調査」（GDS）の2つの全国的な学業成果アセスメントの結果を盛り込むことが奨励された。各機関が連邦政府に提出するこのような質保証関係の文書は、政府が、自国の大学の質および質保証のためのプロセスに関して、社会に公表し、公的な財政支援を受けている大学が、自らの質保証の取組みについて社会一般に説明していくにあ

たっの重要な材料となった。また、学生の進学先選択の際のより詳細な参考資料ともなった。

また、2000 年 3 月には、国内の高等教育の質保証の枠組みを強化し、質保証システムの質を高めていくことを目的とする以下の 2 つのイニシアチブが MCEETYA によって承認された。大学等のオーディットを実施する独立組織であったオーストラリア大学質保証機構（Australian Universities Quality Agency: AUQA）⁴⁵の設置と、全国的な高等教育認可プロセスに関する連邦政府と州政府との間の取り決めである「全国高等教育認可プロセス規約」（National Protocols for Higher Education Approval Processes: National Protocols）の採択である。

2008 年には、オーストラリアにおける高等教育規制体制の再設計を提案したオーストラリア高等教育レビュー（代表者の名をとって「Bradley Review」と呼ばれる）が政府に提出され、独立した国家規制部門を設立することが提唱された。翌年の 2009 年、連邦政府は Bradley Review を受け、国の新しい規制・質保証システムの確立と国の機関の設立を発表し、高等教育の質を今までより一層そして厳密に確保し向上させていくために、連邦政府はオーストラリアの高等教育の規制・監督（regulation）と質保証について責任を持つ国直属の機関として、TEQSA 法の下に、オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）が 2011 年に設置された。AUQA のすべての業務および州、準州が有していた高等教育機関の適格認定（アクレディテーション）機能は TEQSA に移行され、TEQSA が権限を有することとなった。

出典： TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/>

AUQA website: <http://pandora.nla.gov.au/pan/127066/20110826-0004/www.auqa.edu.au/aboutauqa/teqsa/index.html>

2. オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）

オーストラリア高等教育質・基準機構（Tertiary Education Quality and Standards Agency: TEQSA）は、高等教育セクターに対しての規制・監督および質保証を行う独立行政機関として、TEQSA 法のもと設立された。

TEQSA の目的は、高等教育機関の登録、高等教育課程の適格認定（アクレディテーション）、質保証、高等教育に関する基準の普及とその遂行といった、高等教育に対する合理的かつ国内で一貫した規制・監督活動を行うことによって、オーストラリアの高等教育セクターの質、多様性、革新性を維持・向上することである。

出典： TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/>

Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012–2013*, p.8

Australian Government, TEQSA, *A Snapshot of TEQSA*: http://www.teqsa.gov.au/sites/default/files/TEQSAsnapshot_Eng.pdf

⁴⁵ TEQSA の設立以前は AUQA が、オーストラリアの大学とその他の高等教育機関の質を公的に保証し、学術的な質の向上を支援する機関であった。（AUQA に関する詳細は、大学評価・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 オーストラリア（初版）」pp.39-42 を参照。）

2-1. TEQSA 基本情報

組織名	オーストラリア高等教育質・基準機構 (Tertiary Education Quality and Standards Agency: TEQSA)	
所管	オーストラリア連邦政府教育訓練省 (Department of Education and Training)	
設立年月	2011 年 7 月 (規制・監督 (regulation) にかかる権限委譲は 2012 年 1 月 29 日)	
所在地	Level 14, 530 Collins Street, Melbourne Victoria 3000, Australia	
郵便宛先	GPO Box 1672, Melbourne Victoria 3001, Australia	
連絡先	+61 1300 739 585	
代表者	Dr Nicholas Andrew Saunders AO (Acting Chief Commissioner and Chief Executive Officer)	
組織体制	Chief Commissioner and Chief Executive Officer Commissioner (常 勤) : 2 名 Commissioner (非常勤) : 2 名 その他職員 : 83 名 (常勤 : 75 名 (在職中)、2 名 (休職中) / 非常勤 : 6 名) ⁴⁶ - Regulation and Review Group : TEQSA の中で最も大きく、登録やコースアクレディテーションプロセスの構築や実施の中核となるグループ。(なお、TEQSA Commission⁴⁷が最終判定を行う。) - Regulatory Risk and Information Group : 意思決定を導くための教育機関データの収集・管理・分析の責任を負うグループで、高等教育の質に対するリスクを組織的に監視するためのリスク規制枠組 (Regulatory Risk Framework) の構築や実施も担う。 - Legal Group : 法律上の問題を扱う弁護士で構成された小さなグループで、TEQSA で必要な法律上の業務すべてについて責任を負う。 - Corporate Group : 戦略的な助言、業務ガバナンス、財務管理、人事、渉外、国際連携、システム・技術支援、セキュリティ管理等を通して TEQSA を支えるグループ。 この他、専門的な知見の提供のために、大学関係者や産業界から 500 名⁴⁸を超える専門家を有している (契約は 2 年更新)。	
財務状況 (2012.7-2013.6)	収入 (単位 : 千豪ドル)	17,351 (政府予算 : 17,282 / 自己収入 : 66 / その他 : 3)
	支出 (単位 : 千豪ドル)	18,641
ウェブサイト	http://www.teqsa.gov.au	

出典 : Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-2013*, pp.13-14, p.27, p.75, p.126
Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2011-2012*, p.6

⁴⁶ 2014 年 6 月 30 日現在。

⁴⁷ Chief Commissioner and CEO と 4 名 Commissioner で構成。

⁴⁸ 2013 年 9 月現在。

2-2. TEQSA に関する現在までの流れ

2008 年 12 月	高等教育予算の方向転換を主張し、オーストラリアにおける高等教育規制体制の再設計を提案したオーストラリア高等教育レビュー(<i>Review of Australian Higher Education</i> ／代表者の名をとって <i>Bradley Review</i> と呼ばれる)が政府に提出された。この中で 2010 年までに独立した国家規制部門を設立することが提唱された。
2009 年 3 月	<i>Bradley Review</i> を受け、連邦政府は国の新しい規制・質保証システムの確立と国の機関の設立を発表。
2009 年 5 月	政府予算概要(2009-2010)において TEQSA の設置のための予算が配分されたことにより、TEQSA の設立が明確なものとなった。
2011 年 6 月	TEQSA 設置にかかる法案(TEQSA 法)が 22 日に議会通過し、29 日に勅許が下った。
2011 年 7 月	2011 年 7 月 29 日、AUQA の職員が TEQSA に移行し、TEQSA が質保証業務を開始(AUQA と州、準州からの完全な規制・監督の権限の移行は 2012 年 1 月 29 日)。AUQA のオーディット及び質向上の事業、ならびに州政府の適格認定機能は全て TEQSA に移管された。
2011 年 12 月	職業教育訓練(VET)を規制・監督する国の機関であるオーストラリア技能質保証機関(ASQA)と TEQSA が覚書を締結。これにより、ASQA と TEQSA の両方からの規制・監督が必要とされる機関について、ASQA と TEQSA は協力して業務を行い、業務の簡略化や教育機関の負担軽減を図ることとなった。 高等教育基準枠組のうち最低基準が承認され、2012 年 1 月に施行された(Higher Education Standards Framework (Threshold Standards) 2011)。
2012 年 1 月	TEQSA に規制・監督の権限が移行された。 高等教育機関の全国登録簿(National Register of Higher Education Providers)を TEQSA のウェブサイト上に掲載開始。
2012 年 2 月	高等教育基準(最低基準)枠組が改定された(Amendment No.1 to the Higher Education Standards Framework (Threshold Standards) 2011)。 TEQSA がリスク規制枠組(Regulatory Risk Framework)を公表(2014 年 2 月に改定)。
2012 年 7 月	ESOS 法のもと、留学生向け教育機関・コースの政府登録制度(CRICOS)に関する所管が旧高等教育担当省(DIISRTE)から TEQSA と ASQA に完全に移行された。
2012 年 8 月～ 2012 年 11 月	TEQSA は、初となる高等教育機関への情報要求(PIR)を行った。2012 年の PIR は学生・教員に関するデータ、財務情報、学生調査情報に焦点が当てられ、PIR への回答が求められた 170 機関すべてから回答があった。
2013 年 5 月	連邦政府が高等教育への規制・監督業務見直しのため、政策文書「高等教育機関の負担軽減と質保証(Assuring Quality While Reducing the Higher Education Regulatory Burden)」 ⁴⁹ を発表。
2013 年 8 月	「高等教育機関の負担軽減と質保証」の行動計画のうち、「専門家による見直し(review)」として、連邦政府が報告書「Review of Higher Education Regulation Report」 ⁵⁰ を発表。
2013 年 9 月	TEQSA がオーストラリア国外(オフショア)で提供される教育、およびジョイント学位(joint awards)・デュアル学位(dual awards)にかかるインフォメーション・ペーパーを発表。
2013 年 10 月	TEQSA が規制・監督への対応に伴う高等教育機関の負担軽減に向けた改革指針(reform agenda)を発表。 TEQSA が TEQSA の規制・監督(特に機関再登録、コースアクレディテーション、再コースアクレディテーション)プロセス、およびリスク規制枠組の方向性についてパブリック・コメントを募集。

出典： Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2011-2012*, pp.6-7, p.11, p.28
Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-2013*, pp.32-33, p.133
Australian Government, *Assuring Quality While Reducing the Higher Education Regulatory Burden*,
<http://apo.org.au/research/assuring-quality-while-reducing-higher-education-regulatory-burden>
Australian Government, *Review of Higher Education Regulation Report*,
<https://docs.education.gov.au/system/files/doc/other/finalreviewreport.pdf>
TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/for-providers/provider-resources>,
<http://www.teqsa.gov.au/news-publications/news/teqsa-reform-agenda-and-continuous-improvement>,
<http://www.teqsa.gov.au/sites/default/files/TEQSAASQAMou.pdf>

⁴⁹ 詳細は、大学評価・学位授与機構ウェブサイト参照 (http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/qa/1227501_1542.html)。

⁵⁰ 詳細は、大学評価・学位授与機構ウェブサイト参照 (http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/qa/1227551_1542.html)。

2-3. TEQSA 法

2011 年 7 月に可決された TEQSA 法(Tertiary Education Quality and Standards Agency Act 2011: TEQSA Act)⁵¹は、TEQSA の設置の基本となる法律であり、TEQSA 法の目的は次のとおり。

- 高等教育における国の一貫した規制・監督の実施
- 基準ベースの質枠組、および規制の必要性・リスクの反映・状況に応じた規制という 3 つの基本方針（本編 p.41 を参照）に基づいた高等教育に対する規制・監督の実施
- オーストラリアの高等教育の卓越性、多様性、革新性、国際的な評判・競合性の保護と向上
- 高い教育と技能を身に付けた人材を確保するというオーストラリアの社会経済の需要に見合った高等教育システムの奨励と推進
- 学生が質の高い高等教育を受ける（受けようとする）環境の確保
- 学生に対するオーストラリアの高等教育に関する情報入手の保証

出典：Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-2013*, p.8

2-4. 高等教育基準枠組

TEQSA 法のもと、教育担当大臣は、高等教育機関すべてに対する TEQSA の規制・監督の基本となる基準を設けることができる。基準は、TEQSA によって規制・監督される高等教育の最低基準(Threshold Standards)と最低基準ではない基準(Non-Threshold Standards)によって構成されている。後者は、まだ構築されていないが、教育学習(Teaching and Learning)、情報(Information)、研究(Research)が、基準の候補とされている。

2011 年 12 月 22 日、「高等教育基準枠組(最低基準) 2011」(Higher Education Standards Framework (Threshold Standards) 2011) が、旧産業・技術革新担当大臣と旧高等教育・技能・科学・研究担当大臣によって承認された。これにより高等教育基準枠組(下表参照)は、オーストラリアにおける高等教育システムに参入、存続するために教育機関が満たさなければならない最低基準となった。最低基準は、オーストラリア資格枠組(AQF)、および従前の保証要件であった全国高等教育認可プロセス規約(National Protocols)を主眼に置いて策定されたものである。

<高等教育基準枠組(最低基準)の概要>

機関登録基準 (Provider Registration Standards)	機関の説明責任や運営能力、質の高い学問の提供や健全性にかかる機関の能力に関連する 7 基準を設定。
機関種別基準 (Provider Category Standards)	登録機関のために種別名称を形式化するもので、これは国際的な理解度を高め、一般社会において重要な役割を果たす。種別名称は、機関がオーストラリアにおける質の高い教育の提供者であるという社会に対しての証明となる。
機関コースア kredィテーション基準 (Provider Course Accreditation Standards)	コースに関する 7 基準（うち 1 基準は自己認証権の認定にかかる基準項目）を設定。
資格基準 (Qualification Standards)	全高等教育機関に対するア kredィテーションおよび再ア kredィテーション、学位証明書の発行および不正利用に対する保護、既習歴認定プロセス、単位互換および学位接続に関するもの。

※最低基準の詳細は本編付録 A を参照。

⁵¹ TEQSA 法は適宜改正されている。詳細は <http://www.comlaw.gov.au/Series/C2011A00073> を参照。

なお、高等教育基準枠組の策定・変更については、高等教育基準委員会（Higher Education Standards Panel: HESP）⁵²が大臣に対して独立した助言を行っている。同委員会では、現行の基準枠組を見直しし、高等教育セクターに対して新しい基準案に対するパブリックコメントを求めている。その後、教育担当大臣に対し、最低基準と関連する事項の改訂案を提示する見通しである。提案されている枠組は高等教育基準に関するウェブサイト（<http://www.hestandards.gov.au/>）から閲覧することができる。

出典： Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2011-2012*, p.21, pp.29-31
 Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-2013*, p.133, p.137
 Australian Government, Higher Education Standards website:
<http://www.hestandards.gov.au/higher-education-standards-framework>

2-5. TEQSA による規制・監督

TEQSA は、TEQSA 法ならびに ESOS 法により規制・監督権限を有している。TEQSA は高等教育機関に対しては高等教育基準枠組（最低基準）の遵守、ESOS 法に基づき登録されている機関に対しては、留学生受入れにかかる登録行政および教育訓練機関に対する全国行動規範（National Code）⁵³の遵守を規制・監督する。TEQSA は高等教育機関の規制・監督にあたり、基準ベース・リスクベースの規制・監督を行っている。

TEQSA の主な規制・監督業務としては、高等教育機関の機関登録（Initial registration）および再登録（Re-registration）、コースに対するアクレディテーション（Accreditation）および再アクレディテーション（Re-Accreditation）、CRICOS 登録認可業務等を行っている。各教育機関に対する TEQSA 法、最低基準、ESOS 法及び National Code の遵守の監督も、TEQSA の主要な業務の一つに数えられる。

出典： Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-13*, p.28

2-5-1. TEQSA の規制・監督モデルの特徴

基準 関係	オーストラリアの高等教育セクターへの参入、または高等教育セクターにおける業務の継続は、（最低）基準を順守することによって認められる
	基準は TEQSA から独立して構築、公布されなければならない
	提供場所や提供方法に関わらず、オーストラリアの高等教育学位が取得可能なコースを提供するすべての登録高等教育機関は、基準を満たさなければならない
	基準による規制・監督は、高等教育の提供方法を考慮する
リスク 関係	TEQSA は、リスクが存在する領域、機関によってどのようにリスクがコントロールされているかを確認する
	確認されたリスクの性質や規模を考慮した規制・監督を行う

出典： Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-13*, p.28

⁵² 高等教育基準委員会（Higher Education Standards Panel: HESP）は、TEQSA 法のもと、高等教育基準枠組の策定・変更について大臣に独立して助言を行う組織として、2012 年 1 月 10 日に正式に設置された。TEQSA は、高等教育機関の規制・監督のために、高等教育基準枠組の解釈と実行のみに責任を負っており、HESP による基準の策定は TEQSA が行う業務とは完全に区分されている。

⁵³ National Code：留学生を保護し、留学生向け教育機関・コースの政府登録制度（CRICOS）の登録機関によって留学生に提供されるコースを管理するために、留学生のための教育サービス（ESOS）法のもと制定された国の一貫した基準。（詳細は pp.30-31 を参照。）

2-5-2. 規制・監督の基本方針

TEQSA は TEQSA 法のもと、3 つの基本方針に基づいて規制・監督を行わなければならない。

リスクの反映 (Reflecting risk)	TEQSA は、より危険度の高い領域に焦点を当てるために、リスクベースの対応を行う。必要とされる監視や対応のレベルを判断するために、リスクアセスメントを行う。
状況に応じた規制 (Proportionate regulation)	TEQSA の規制・監督は、教育機関が基準を満たしていない部分、または将来基準を満たさなくなる危険性の高い部分に対して行われる。TEQSA は、学生の関心と TEQSA の対応によって教育機関や高等教育セクターに及ぶ可能性のある影響を考慮する。
規制の必要性 (Regulatory necessity)	TEQSA は必要性が認められた場合のみ、権限を行使する。TEQSA は規制・監督の決定を行う場合、教育機関の個別の事情に配慮し、教育機関が基準順守に向けた対応を行うにあたって、最大限の効果と最小限の負担を確保する。

出典： Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-13*, p.29

Australian Government, TEQSA, *A Snapshot of TEQSA*: http://www.teqsa.gov.au/sites/default/files/TEQSAsnapshot_Eng.pdf

2-6. リスクベースの対応

2-6-1. リスクアセスメント枠組

TEQSA は、リスクアセスメント枠組（Risk Assessment Framework: RAF）を通じて、登録高等教育機関に対して、構造的なリスクアセスメントを行う。リスクアセスメントは、何の規制・監督を優先させるかを見極める上での助けとなり、TEQSA のリスクベースの規制・監督において、重要な役割を担っている。

リスクアセスメント枠組とリスクアセスメントの活用方法：

- 登録期間中の機関運営における主要な側面の監視による学生の利益と高等教育機関の評判の保護の強化
- リスクアセスメントを用いることにより、規制・監督プロセスにおける証拠・報告資料の提出に対して異なる対応を求めることによる規制・監督負担の軽減
- TEQSA 担当者と教育機関が公式の規制・監督レビューに先立って、起こりうる課題について予め議論することを支援
- 高等教育セクターにおける起こりうるリスクと優良事例に関する情報を教育機関と共有することによる質改善活動の支援

TEQSA は、標準化したフォーマットと、すべての教育機関の要となる機関運営とその成果領域に関するリスク指標を用いている。リスクアセスメント枠組では、起こりうるリスクを査定する際には、各教育機関の背景・特徴に着目し、十分配慮しながら判断を下すこととしている。TEQSA のリスクアセスメント・アプローチについては、ISO のリスクマネジメント規格に適合しつつ、TEQSA 自身の規制・監督の文脈と目的に沿ったものとなっている。

出典： Australian Government, TEQSA website <http://www.teqsa.gov.au/regulatory-approach/risk-assessment-framework>

2-6-2. TEQSA の高等教育機関への情報要求

TEQSA は、リスクアセスメントに際して、教育省が管理する高等教育情報や、オーストラリア卒業生調査による調査データなど、セクター内で収集されている既存のデータに大きく依存している。一部の重要なデータについては、年次の高等教育機関への情報要求（Provider Information Request: PIR）を通じて、教育機関から直接収集される。PIR では、既存の情報が捉えていない、学生、教職員、財政、調査情報といったセクターの核となるデータに焦点を当てて情報を収集している。

出典：Australian Government, TEQSA website <http://www.teqsa.gov.au/regulatory-approach/risk-assessment-framework>

2-6-3. リスクアセスメントにおける主な手続き

TEQSA は年次の情報要求（PIR）に引き続いて、年度の初めの半分以上を、すべての高等教育機関のリスクアセスメントサイクルの実施に充てている。リスクアセスメントプロセスの主要な手続きについては以下の図を参照。



出典：Australian Government, TEQSA, TEQSA website <http://www.teqsa.gov.au/regulatory-approach/risk-assessment-framework>

2-6-4. リスクアセスメントの主な構成要素

TEQSA のリスクアセスメントの主な構成要素については下表のとおりとなっている。規制・監督の履歴、背景・特徴とリスク指標が「学生に対するリスク」及び「財政的リスク」の全体的な評価を把握するために用いられる。



○全体的なリスク評価

リスク評価は「リスク高」、「リスク中」、「リスク低」（信号機の色に象徴されるように）の3種類の格付けを用いている。この格付けは高等教育機関の背景・特徴、歴史、評判及びリスク指標の分析を考慮しながら、専門家による定性的な判断によるものである。情報の不足や不一致、信憑性のないデータのため、全体的評価の判断が困難な場合には、「判断不十分」（No Confidence）と格付けされる場合がある。

○リスク指標

4つの主要なリスク分野に加えて、データの有用性（年単位）、セクター内の適用可能性、機関の置かれている環境を考慮して、リスク指標が設定される。

学生の状況と成果のリスク指標（Student Profile and Outcomes）	
1.	完了した学事年数（Cohorts completed）
2.	学生数（Student load）
3.	退学率（Attrition rate）
4.	学生の習熟度（Progress rate）
5.	卒業数（学部生、大学院コース課程・研究課程など場合に依りて）（Completions (by Undergraduate / Postgraduate Coursework and Higher Degree by Research, as applicable)）
6.	学生満足度（学部生、大学院コース課程・研究課程など場合に依りて）（Student Satisfaction (by Undergraduate / Postgraduate Coursework and Higher Degree by Research, as applicable)）
7.	卒業後の進路（Graduate destinations）
教職員の状況のリスク指標（Staff Resources and Profile）	
8.	教育系幹部（Senior academic leaders）
9.	学生と教職員の割合（Students to staff ratio (SSR)）
10.	非常勤教員（Academic staff on casual work contracts）
財政状況・持続可能性のリスク指標（Financial Viability and Sustainability）	
11.	財政状況（Financial viability）
12.	財政的持続可能性（Financial sustainability）

出典：Australian Government, TEQSA website <http://www.teqsa.gov.au/regulatory-approach/risk-assessment-framework>

2-6-5. リスクアセスメントにおける措置

最終的なリスクアセスメントにより、次の対応が特定される。

措置なし(No action)	重大なリスクが特定されなかった場合には、TEQSA は特段の措置をとらない。
勧告 (Recommendation)	TEQSA は教育機関に対して、特定されたリスクについて詳細に監視し、適切な管理又は改善策を講じるように勧告する。なお、リスクアセスメントによって生じた勧告は、機関登録に何らかの条件を付すものではない。
公式な情報要求 (Formal Request for Information)	TEQSA はさらなる検討が必要となるリスクを特定する場合がある。そのような場合には、追加の対応が必要か判断するために、教育機関に対しさらなる情報の提供を求める。要求された情報は、リスクの監視の際に活用される。
公式な規制・監督措置 (法令順守のアセスメントや法令順守状況など) (Formal Regulatory action)	TEQSA が重大なリスクを特定した場合、計画されていたレビュープロセスの他に公式の規制・監督措置が必要と判断することがある。例えば、コンプライアンスアセスメントを実施し、当該機関が最低基準を満たしていることを確認するといった措置や、機関登録に関して公式の条件を課すことを含む。
予定されている規制レビューでの考慮 (To be considered in scheduled regulatory review)	次回の規制レビューが控えている場合は（例：再機関登録）、TEQSA は、リスクアセスメントによって特定されたリスクを、追加対応ではなく、次回の規制レビューの際に考慮することもある。

出典：Australian Government, TEQSA website <http://www.teqsa.gov.au/regulatory-approach/risk-assessment-framework>

2-7. 機関登録（新規）・機関再登録（更新）

高等教育を提供するためには、TEQSA によって高等教育機関（Higher Education Provider: HEP）として登録されなければならない。1 期間あたりの登録期間は 7 年を超えないこととされている。登録されることで、オーストラリアにおいて真に質の高い高等教育を提供する機関であると社会に示す証拠となる。登録された機関がオーストラリアで高等教育の提供を継続する場合は、TEQSA による再機関登録に申請しなければならない。

高等教育機関のうち、さらに特定の基準を満たす場合は、以下の 5 つの機関種別で登録され、この 5 種別で登録された教育機関のみ「大学」の名称を使用することができる。

- 大学（Australian University）
- ユニバーシティ・カレッジ（Australian University College）
- 専門大学（Australian University of Specialisation）
- 海外大学（Overseas University）
- 海外専門大学（Overseas University of Specialisation）

TEQSA によって登録された機関は、すべて TEQSA ウェブサイト内にある高等教育機関の全国登録簿（National Register of Higher Education Providers）⁵⁴に掲載される。登録を受けている機関種別を変更したい場合は、TEQSA に機関種別変更を申請することができる（申請がない場合でも、TEQSA が必要と認めた場合は登録種別が変更される場合がある）。

出典： *Amendment No.1 to the Higher Education Standards Framework (Threshold Standards) 2011*, p.8

Australian Government, TEQSA, *Application Guide, Application for Registration as Higher Education Provider, Version 2.2 Updated October 2013*, p.4

Australian Government, TEQSA, *Application Guide, Application for Renewal of Registration as Higher Education Provider, Version 2.2 Updated October 2013*, p.4

TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/national-register>,

<http://www.teqsa.gov.au/for-providers/registration/other-provider-categories>

2-7-1. 自己認証権

オーストラリアの高等教育機関には、自己認証権（Self-accrediting authority）を与えられている自己認証高等教育機関（Self-accrediting HEP）と自己認証権のないその他の高等教育機関がある。自己認証権とは、高等教育コース⁵⁵の一部または全部について、TEQSA による適格認定（アクレディテーション）を定期的に受けるのではなく、自機関で適格認定できる権限を指す。自己認証高等教育機関は、自機関の高等教育について、高等教育基準枠組の最低基準（「機関登録基準」、「機関種別基準」、「機関コースアクレディテーション基準」、「資格基準」）を順守し続けなければならない（最低基準の詳細は pp.40-41、付録 A を参照）。

自己認証高等教育機関は、自己認証権を持つ高等教育コースの一部または全部について、以下について責任を負う。

- 最低基準（特に、「機関コースアクレディテーション基準」と「資格基準」）の要件を理解する
- コースの開発・承認・提供・提供の中止のすべてにおいて、最低基準（特に、「機関コースアクレディテーション基準」と「資格基準」）が適切な方法で適用され、満たされているかどうかを判断する

⁵⁴ TEQSA は TEQSA 法により、高等教育機関の全国登録簿を構築・維持し、インターネットで閲覧できるようにすることが求められている。当該登録簿の目的は、オーストラリアにおいて高等教育機関として登録されている機関の状況について、信頼できる情報を提供することにある。ただし、当該登録簿は、教育課程の情報や範囲を検索することはできない。これらの情報は、連邦政府が運営する Study Assist ウェブサイトまたは MyUniversity で検索可能である。

⁵⁵ オーストラリア資格枠組（AQF）で規定されている高等教育資格（学位）が取得可能なコース。

TEQSA 法第 41 款のもと、登録された高等教育機関（registered HEP）は、1 つ以上のコースの自己認証権を TEQSA に申請することができる。TEQSA は、最低基準に定められている自己認証権にかかる基準項目に沿って審査する。

〈機関種別における自己認証権適用範囲〉

- 大学（Australian University）：TEQSA 法第 45 款（1）⁵⁶を満たす大学はすべて、当該大学が提供する高等教育コースすべてについて、自己認証できる権限が TEQSA 法のもと与えられる。
- ユニバーシティ・カレッジ（Australian University College）：最低基準の自己認証権にかかる基準項目は、TEQSA が「ユニバーシティ・カレッジ」と認めた高等教育機関すべてに対して、TEQSA は全コースにかかる自己認証権を与えることができると規定している。自己認証権の申請は、「ユニバーシティ・カレッジへの機関種別変更申請」または「ユニバーシティ・カレッジとしての登録（新規）申請」の申請フォームに含まれているため、自動的に行われる。
- 専門大学（Australian University of Specialization）：最低基準の自己認証権にかかる基準項目は、TEQSA が「専門大学」と認めた高等教育機関に対して、TEQSA は 1 分野または 2 分野についてのみ、全コースにかかる自己認証権を与える可能性があると規定している。
- 高等教育機関／海外大学（Overseas University）／海外専門大学（Overseas University of Specialization）：TEQSA は 1 つ以上の学問分野における 1 つ以上の高等教育資格（学位）レベルのコースを自己認証できる権限を与える可能性があると規定している。このカテゴリにかかる基準は高等教育基準枠組で定められている。

出典： TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/>

Australian Government, *Review of Higher Education Regulation REPORT*, p.5

Australian Government, *TEQSA, Application Guide, Application for Accreditation of a Higher Education Course of Study (AQF Qualification), Version 2.2 Updated October 2013*, p.4

2-7-2. 機関登録（新規）

高等教育に参入するためには、高等教育機関として TEQSA に登録されなければならない。TEQSA は 7 年を限度に登録期間を設定する。

TEQSA から登録を受けるためには、最低基準を満たす必要がある（本編付録 A を参照）。また、TEQSA から高等教育機関として登録されるためには、適格認定（アクレディット）されたコースを 1 つ以上提供している必要がある。したがって、新規の機関登録申請には、1 課程以上のコースアクレディテーション（新規）申請を伴う必要がある。高等教育課程が対象であるため、留学生のための英語集中コース（ELICOS）や進学準備コース（Foundation Programs）といった、オーストラリア資格枠組（AQF）の資格が取得できないコースについては、この申請の対象ではない⁵⁷。

機関登録の申請は様式に従って、以下 9 項目への回答が求められる。

1. 申請機関の詳細（Applicant Details）
2. 申請機関情報：所有者・法人組織（Provider Standing: Applicant Ownership and Corporate Structure）
3. 申請機関情報：機関の歴史・沿革（Provider Standing: Applicant History）
4. 法人・教学ガバナンス（Corporate and Academic Governance）

⁵⁶ TEQSA 法第 45 款（1）：「大学（Australian University）」として登録され、かつ連邦法、州法、または準州法のもと設立している、または会社法（Company Act 2001）の 2A.2 のもと会社として登録されているすべての高等教育機関。

⁵⁷ ただし、留学生を受け入れるためには、TEQSA によって CRICOS に登録される必要がある（詳細は p.31, p.53 を参照）。

5. 財務状況と持続性 (Financial Viability and Sustainability)
6. 学術的な質と健全性 (Academic Quality and Integrity)
7. マネジメント体制と人材 (Management Systems and Human Resources)
8. 学生への責務 (Responsibilities to Students)
9. 資源と施設 (Physical and Electronic Resources and Infrastructure)

機関登録プロセスは、主に以下の流れで行われる。

申請機関による申請（必要な資料・データを添付し、予備アセスメント手数料の支払いが必要）。



予備アセスメント：TEQSA は TEQSA 法のもと、申請受領後 30 日以内に申請している機関種別が適切かどうか、適切でない場合はどの種別が適切であるか、申請機関に通知する。また、必要があれば、申請機関に対して追加の情報や文書等を求める。



申請機関は、このまま申請を継続するかどうかを決定する（継続する場合は本アセスメント手数料の支払いが必要）。



本アセスメント：TEQSA は TEQSA 法のもと、本アセスメントを行う。本アセスメントでは、高等教育の提供場所として計画されている建物への訪問調査、教職員・ステークホルダー・第三者機関との協議、追加の根拠資料の要求等が行われるほか、申請フォームの内容を確認するため、また申請機関が最低基準を満たしているかどうかの決定を補足するために TEQSA が必要と考える手段が講じられる。



本アセスメントによって、申請を認められないような事案、または条件付きの登録となり得る事案が判明した場合、TEQSA は所見概要（summary of findings）とその根拠を申請機関に文書で提示する。申請機関には、TEQSA の最終判断が下される前に、所見概要について反論する機会が与えられる。申請機関から、所見概要や登録申請却下の勧告、条件付きの登録勧告について回答があった場合、TEQSA は最終判断を下す前に、これらを考慮しなければならない。



最終決定：TEQSA は申請に対して、申請完了後 6 ヶ月（TEQSA が必要と認める場合は 12 ヶ月）以内⁵⁸に、最終判断（申請機関を高等教育機関として登録する期間（最大 7 年）を含む）を下さなければならない。



文書による通知：TEQSA は最終決定後 30 日以内に、決定通知と所見概要（確定版）を申請機関に提示する。決定通知には、高等教育機関としての登録期間や条件付きの登録の場合はその条件も含まれる。所見概要（確定版）に事実と異なる箇所がある場合、申請機関は 28 日以内であれば訂正することができる。



高等教育機関の全国登録簿（National Register of Higher Education Providers）への掲載：機関名、機関種別区分、登録更新期日、機関ウェブサイトの URL、自己認証権の有無等が掲載される。

⁵⁸ TEQSA 法では、申請受領後 9 ヶ月（TEQSA が必要と認める場合は 18 ヶ月）以内と定められたが、「Tertiary Education Quality and Standards Agency (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Act 2011: TEQSA CATP Act」により 6 ヶ月（TEQSA が必要と認める場合は 12 ヶ月）に改定されている。（<http://www.comlaw.gov.au/Series/C2011A00073>）

出典： Australian Government, TEQSA, *Application Guide, Application for Registration as Higher Education Provider, Version 2.2 Updated October 2013*, pp.4-6, pp.8-11
Australian Government, TEQSA, *Application Guide, Application for Accreditation of a Higher Education Course of Study (AQF Qualification), Version 2.2 Updated October 2013*, p.5
Tertiary Education Quality and Standards Agency (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Act 2011, Item 15 of Schedule 3
Tertiary Education Quality and Standards Agency Act 2011
Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-13*, p.18
TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/>

2-7-3. 機関再登録（更新）

TEQSA 法のもと、登録された高等教育機関は登録期間が終了する少なくとも 180 日（TEQSA が認めた場合は 180 日より短い期間）前までに、再登録の申請を行わなければならない。TEQSA は 7 年を限度に再登録期間を設定する。

7 つの機関登録基準（Provider Registration Standards: PRSs）の核となるアセスメント領域は次の通りである。

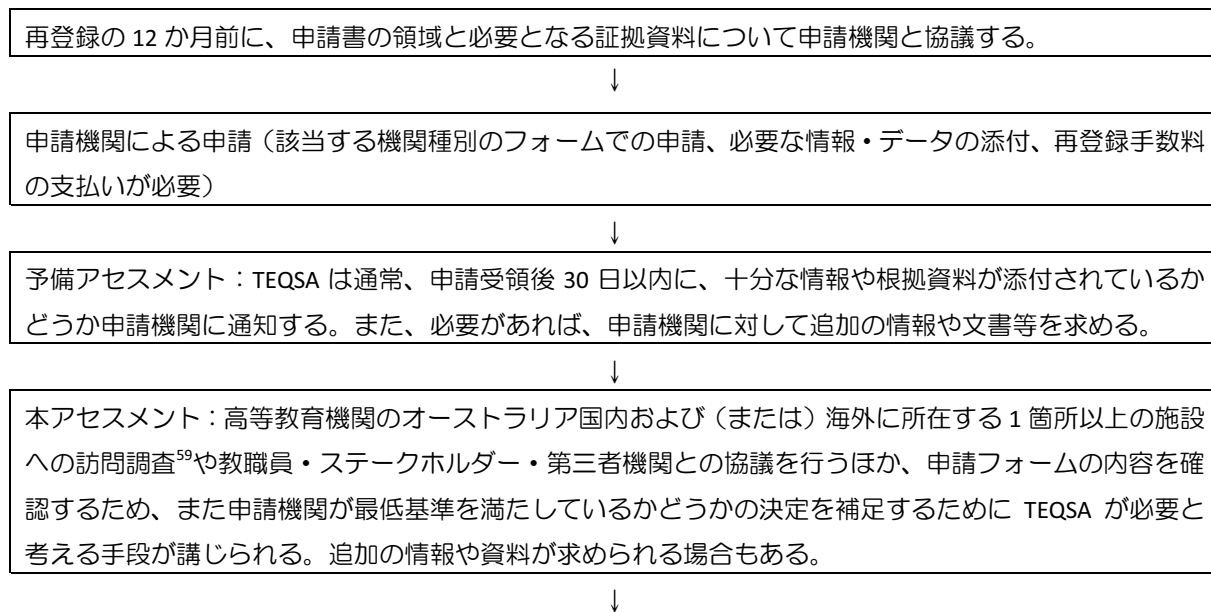
1. ガバナンス（リスクマネジメント（PRS3.4）及び法人・教学ガバナンス（PRS3.7）
2. 計画と実施結果（PRS3.6 及び PRS5.6）
3. 学術面の質保証*（PRS3.8）
4. 学生の経験及び支援（苦情対応プロセス（PRS6.4）、転学、学問言語と学習支援（PRS6.5）

*アセスメントに際して、複数のコース（最大で 5 コース）についてケーススタディが行われる。

TEQSA が機関の取組みや実施方法について、関連情報を有しておらず、申請のアセスメントに必要な場合には、アセスメントの範囲が拡大されることがある。

TEQSA 法の下、登録の更新をしない高等教育機関は登録の取り下げを行う場合がある。登録を取り消すに足る事由が認められる場合、TEQSA はその申請を受け入れる。

再登録プロセスは、主に以下の流れで行われる。



⁵⁹ 複数の施設への訪問調査を実施するか否かについては、アセスメントの初期段階において、TEQSA から申請機関に通知する。

本アセスメントによって、再登録申請を認められないような事案、または条件付きの再登録となり得る事案が判明した場合、TEQSA は所見概要とその証拠を申請機関に文書で提示する。申請機関には、所見概要や勧告について反論する機会が与えられる。

TEQSA は、再登録申請却下の勧告や「大学」の名称が使用できない機関種別⁶⁰への変更勧告を出した場合、関係する州・準州政府の高等教育担当大臣に所見概要の複写を送付し、当該大臣から TEQSA に対する説明の機会を設ける。なお、報告として連邦政府の教育担当大臣にも所見概要の複写を送付する。

申請機関（または該当する州・準州政府の大臣）から所見概要への回答があった場合、TEQSA は最終判断を下す前に考慮する。



最終決定：TEQSA は申請に対して、申請完了後 6 ヶ月（TEQSA が必要と認める場合は 12 ヶ月）以内⁶¹に、最終判断（申請機関が高等教育機関として登録する期間（最大 7 年）を含む）を下さなければならない。



文書による通知：TEQSA は最終決定後 30 日以内に、決定通知と所見概要（確定版）を申請機関に提示する。決定通知には、高等教育機関としての登録期間や条件付きの登録の場合はその条件も含まれる。所見概要（確定版）に事実と異なる箇所がある場合、申請機関は 28 日以内であれば訂正することができる。



高等教育機関の全国登録簿の更新

出典： Australian Government, TEQSA, *Application Guide, Application for Renewal of Registration as Higher Education Provider, Version 2.2 Updated October 2013*, p.4, p.6, p.8, pp.10-12
Tertiary Education Quality and Standards Agency (*Consequential Amendments and Transitional Provisions*) Act 2011, pp.38-39
Tertiary Education Quality and Standards Agency Act 2011, pp.21-22, pp.29-30, p.117
Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-13*, p.18
TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/for-providers/registration/withdrawal>

2-8. コースアクレディテーション（新規）、再コースアクレディテーション（更新）

TEQSA 法では、登録された高等教育機関について、適格認定（アクレディット）されたコースを少なくとも 1 つ、提供していなければならないと定めている。そのため、自己認証権を有していない高等教育機関は、提供を予定している 1 つ以上のコースにかかる適格認定を TEQSA に申請しなければならない。TEQSA によって適格認定されたコースは、TEQSA ウェブサイト内にある全国登録簿に掲載される。

TEQSA が適格認定できるコースは、オーストラリア資格枠組（AQF）のレベル 5～10 の資格（次ページ表参照）取得が可能なコースである。高等教育機関によって提供される留学生のための英語集中コース（ELICOS）や進学準備コース（Foundation Programs）といった、AQF で認められていない資格の取得が可能なコースについても申請の必要がある。

⁶⁰ 「大学」、「ユニバーシティ・カレッジ」、「専門大学」、「海外大学」、「海外専門大学」の 5 機関種別のうちのいずれかで登録された高等教育機関のみ、「大学」の名称を使用することができる。本編 p.44 参照のこと。

⁶¹ TEQSA CATP Act により、TEQSA は申請受領後 6 ヶ月（TEQSA が必要と認める場合は 12 ヶ月）に最終決定を行うこととなった。

AQF レベル	高等教育資格（学位）
5	ディプロマ（Diploma）
6	上級ディプロマ（Advanced Diploma） 準学士（Associate Degree）
7	学士（Bachelor Degree）
8	優等学士（Bachelor Honour Degree） グラジュエート・サーティフィケート（Graduate Certificate） グラジュエート・ディプロマ（Graduate Diploma）
9	研究型修士（Masters Degree (Research)） コースワーク型修士（Masters Degree (Coursework)） 長期（集中）型修士（Masters Degree (Extended)）
10	博士（Doctoral Degree）

出典： Australian Government, TEQSA, *Application Guide, Application for Accreditation of a Higher Education Course of Study (AQF Qualification)*, Version 2.2 Updated October 2013, p.4

Australian Government, TEQSA, *Application Guide, Higher Education Provider; Application for Renewal of Accreditation of a Higher Education Course of Study (AQF Qualification)*, Version 2.2 Updated October 2013, p.3

2-8-1. コースアクレディテーション（新規）

TEQSA は最低基準のうち、「機関コースアクレディテーション基準」に沿って適格認定（アクレディテーション）を行う。

オーストラリア資格枠組（AQF）で規定されている資格の取得が可能な高等教育コースのアクレディテーション（新規）では求められる最低限の根拠資料は以下の4つである。

1. コースの詳細（Course details）
2. コースの書類（Course documentation）
3. コースの開発と承認（Course development and approval）
4. 教職員の詳細（Staff details）

TEQSA が機関の仕組みや実施方法について、関連情報を有しておらず、申請のアセスメントに必要な場合には、アセスメントの範囲が拡大されることがある。

複数の教育機関によるジョイント学位（joint award）⁶²の場合は、1つの申請書で足りる。例えば、自己認証権を有さない登録機関同士で授与する場合は、どちらか一方の機関が申請すればよい。自己認証権を有さない登録機関が、自己認証権を有する登録機関（自己認証高等教育機関）と授与する場合は、前者が申請する。

⁶² ダブル・バッジ学位（double badged award）としても知られており、TEQSA は、「2 機関以上が共同で、オーストラリア資格枠組（AQF）で規定されている1つの資格（学位）を授与し、資格授与のための必要条件だけでなく、カリキュラムの構築やコースの提供、学習成果のアセスメント等について、提供機関間で密接に協力していること」と定義している。ジョイント学位の証書（certification documentation）は、通常1つの学位記（testamur）であるが、2つの学位記が出される場合もある。

コースア krediteーションは、主に以下の流れで行われる。

申請機関による申請（必要な資料・データを添付し、予備アセスメント手数料の支払いが必要）。



予備アセスメント：TEQSA は TEQSA 法のもと、申請受領後 30 日以内に、十分な情報や根拠資料が添付されているかどうか申請機関に通知する。また、必要があれば、申請機関に対して追加の情報や文書等を求める。



申請機関は、このまま申請を継続するかどうかを決定する（継続する場合は本アセスメント手数料の支払いが必要）。



本アセスメント：追加要求した情報や資料、本アセスメント手数料の受領後、TEQSA は本アセスメントを行う。本アセスメントでは、外部の専門家による申請書の特定の部分の分析、高等教育の提供場所として計画されている施設への訪問調査、教職員・ステークホルダー・第三者機関との協議等が行われるほか、申請フォームの内容を確認するため、また申請機関が「機関コースア krediteーション基準」を満たしているかどうかの決定を補足するために、TEQSA が必要と考える手段が講じられる。



本アセスメントによって、申請を認められないような事案、または条件付きの登録となり得る事案が判明した場合、TEQSA は所見概要とその根拠を申請機関に文書で提示する。申請機関には、所見概要や提案された判定について反論する機会が与えられる。申請機関から、所見概要や却下、または条件付きという判定の提案に対して回答があった場合、TEQSA は最終判断を下す前に、考慮しなければならない。



最終決定：TEQSA は申請に対して、申請完了後 6 ヶ月（TEQSA が必要と認める場合は 12 ヶ月）以内⁶³に、最終判断（申請コースの適格認定期間（最大 7 年）を含む）を下さなければならない。



文書による通知：TEQSA は最終決定後 30 日以内に、申請機関に決定結果を通知する。通知には、適格認定の有効期間や条件が課されている場合はその条件も含まれる。申請機関には、決定報告書（public report）の草案（複写）も提示され、申請機関は 28 日以内であれば、報告書に対して意見を述べることができ、その場合 TEQSA は、報告書の公表前に申請機関からの意見を考慮する。



高等教育機関の全国登録簿への掲載：提供機関名、適格認定の状況（適格認定済み、期限切れ、適格認定中等）、適格認定の更新期日、英語以外の言語での教育提供の有無等が掲載される。

出典： Australian Government, TEQSA, *Application Guide, Application for Accreditation of a Higher Education Course of Study (AQF Qualification)*, Version 2.2 Updated October 2013, pp.4-10
Tertiary Education Quality and Standards Agency (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Act 2011, pp.38-39
Tertiary Education Quality and Standards Agency Act 2011, pp.37-38
Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-13*, p.18
Australian Government, TEQSA, *Information Paper; TEQSA's approach to the assessment of joint and dual awards*, September 2013, p.1
TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/national-register>

⁶³ TEQSA 法では、申請受領後 9 ヶ月（TEQSA が必要と認める場合は 18 ヶ月）以内と定められたが、「Tertiary Education Quality and Standards Agency (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Act 2011: TEQSA CATP Act」により 6 ヶ月（TEQSA が必要と認める場合は 12 ヶ月）に改定されている。（<http://www.comlaw.gov.au/Series/C2011A00073>）

2-8-2. 再コースアクレディテーション（更新）

コースのアクレディテーションの更新申請について、TEQSA 法では、コースアクレディテーション期間が終了する少なくとも 180 日（TEQSA が認めた場合は 180 日より短い期間）前までに行わなければならないとされている。

TEQSA は最低基準のうち、「機関コースアクレディテーション基準」に沿って、コースの適格認定（アクレディット）を行う。

オーストラリア資格枠組（AQF）で規定された資格の取得が可能な高等教育コースの再アクレディテーション（更新）にかかる申請で求められる最低限の根拠資料は以下の 3 つである。

1. 申請コース情報（Course details）
2. コースのモニタリング・見直し（Course monitoring and review）
3. 職員配置（Staffing）

TEQSA が機関の仕組みや実施方法について、関連情報を有しておらず、申請のアセスメントに必要な場合には、アセスメントの範囲が拡大されることがある。

再コースアクレディテーションは、主に以下の流れで行われる。

申請機関による申請（該当するフォームでの申請、必要な情報・データの添付、再コースアクレディテーション手数料の支払いが必要）



予備アセスメント：TEQSA は通常、申請受領後 30 日以内に、申請に十分な情報や証拠が添付されているかどうか、申請機関に通知する。また、必要があれば、申請機関に対して追加の情報や文書等を求める。



本アセスメント：外部の専門家による申請書の特定の部分の分析、高等教育コースが提供されている 1 箇所以上の施設への訪問調査、教職員・ステークホルダー・第三者機関との協議が行われるほか、申請の内容を確認するため、また申請機関が機関コースアクレディテーション基準および資格基準を満たしているかどうかの決定を補足するために、TEQSA が必要と考える手段が講じられる。申請は 1 名以上の外部専門家が分担して評価（assessment）する。



本アセスメントによって、申請を認められないような事案、または条件付きの登録となり得る事案が判明した場合、TEQSA は所見概要と関連する証拠を申請機関に文書で提示する。申請機関には、所見概要や提案された判定について反論する機会が与えられる。申請機関から、所見概要や却下、または条件付きという判定の提案に対して回答があった場合、TEQSA は最終判断を下す前に、考慮しなければならない。



最終決定：TEQSA は申請に対して、申請完了後 6 ヶ月（TEQSA が必要と認める場合は 12 ヶ月）以内⁶⁴に、最終判断（申請コースの適格認定期間（最大 7 年）を含む）を下さなければならない。



文書による通知：TEQSA は最終決定後 30 日以内に、申請機関に決定結果を通知する。通知には、適格認定期間や条件が課されている場合はその条件も含まれる。申請機関には、決定報告書の草案（複写）も提

⁶⁴ TEQSA CATP Act のもと、TEQSA は申請受領後 6 ヶ月（TEQSA が必要と認める場合は 12 ヶ月）以内に最終決定を行う。

示され、申請機関は 28 日以内であれば、報告書に対して意見を述べることができ、その場合 TEQSA は、報告書の公表前に申請機関からの意見を考慮する。



高等教育機関の全国登録簿の更新

出典： Australian Government, TEQSA, *Application Guide, Higher Education Provider; Application for Renewal of Accreditation of a Higher Education Course of Study (AQF Qualification), Version 2.2 Updated October 2013*, p.4, pp.6-9
Tertiary Education Quality and Standards Agency (Consequential Amendments and Transitional Provisions) Act 2011
Tertiary Education Quality and Standards Agency Act 2011
Australian Government, TEQSA, *TEQSA Annual Report 2012-13*, p.18
Australian Government, TEQSA, *Information Paper; TEQSA's approach to the assessment of joint and dual awards, September 2013*, p.2

2-8-3. オーストラリア国外（オフショア）で国境を越えて提供される教育

オフショア（国外）で提供される教育（offshore provision）⁶⁵の質は、オーストラリアの高等教育界全体に対する評判に影響するため、TEQSA は学生がどこで学んでいるかに関わらず、質の高い教育を経験できるよう保証するとともに、オフショアで提供しているオーストラリアの高等教育の規制・監督に対して、厳しい対応を行う。

登録された高等教育機関の関与度合や提供場所に関わらず、オーストラリア資格枠組（AQF）によって定められた高等教育資格（学位）の授与や学位を授与する際の学術基準の責任は、機関自身にある。オフショアで提供される教育のほとんどは、第三者機関との提携や取り決めによって提供されているが、第三者機関は高等教育機関である必要はない。そのため TEQSA 法は、他の機関によって全部または一部が提供されているコースでオーストラリアの学位を授与する場合、学位を授与する高等教育機関に対して、他の機関によって提供されているコースが最低基準を満たしていることを保証することを求めている。最低基準は、提供場所や第三者機関が関わっているかどうかに関わらず、提供機関の活動に適用され、オフショアで提供される高等教育についても、TEQSA は 3 つの基本方針に沿って規制・監督を行う。

また、必要と考えられる場合には、TEQSA はオフショアにおいて教育を提供するための提携・第三者機関への訪問調査を行う場合もある。

出典： Australian Government, TEQSA, *Information Paper; TEQSA's approach to regulating the offshore provision of regulated HE awards, September 2013*, pp.1-3,
<http://www.teqsa.gov.au/sites/default/files/RegulatingOffshoreProvisionOfRegulatedHEAwardsInfoSheetv2.pdf>

⁶⁵ TEQSA の定義によると、「国境を越えて提供される教育（Transnational Education: TNE）とも言われ、高等教育機関（登録されている機関種別は関係ない）の単独で、または高等教育機関と複数の第三者機関の協力によって、AQF で規定されている高等教育資格（学位）を取得できるコースの一部または全部をオーストラリア国外で提供することを言う。cross-border education や borderless education と言われることも多い。」としている。

2-9. CRICOS 登録認可業務

オーストラリアでは、留学生のための教育サービス（Education Service for Overseas Students: ESOS）法のもと、学生ビザを取得してオーストラリアで学ぶ海外からの留学生を受け入れるすべての教育機関とコースは、「留学生向け教育機関・コースの政府登録制度（Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students: CRICOS）」に登録されていなければならない。（登録の要件を満たさない場合は登録されず、留学生を受け入れることができない）。

ESOS 法と関連法によって、学生ビザを取得してオーストラリアで学ぶ海外からの留学生に対して、教育サービスを提供するための法的な枠組が整備されており、教育機関の役割や責任が定められている。連邦政府教育省は、ESOS 法と関連法を管理している。

〈ESOS 法的枠組（ESOS legislative framework）〉

- Education Services for Overseas Students Act 2000
- Education Services for Overseas Students Regulations 2000 – Regulations (Education Services for Overseas Students (ESOS) Regulations 2001)
- The National Code
- Education Services for Overseas Students Act 2000 – Legislative Instruments

ESOS 法的枠組のもと、CRICOS の登録・再登録認可業務を行う登録認可機関は、教育機関に対して、留学生受入人数の上限や登録期間（上限 5 年）、その他登録に必要とされる事柄について勧告を行うことができる。TEQSA は ESOS 法に基づく CRICOS 登録認可機関であり、TEQSA の管轄は以下のとおりである。

- TEQSA に登録された高等教育機関
- すべての進学準備コースを提供する機関（学校を除く）
- 高等教育機関との進学協定のもと留学生のための英語集中コース（ELICOS）を提供している機関

なお、TEQSA 以外の登録認可機関と管轄は以下のとおり。

オーストラリア技能質保証機関（ASQA）	州・準州の規制・監督機関
• 職業教育訓練機関（RTOs） • ELICOS を提供する機関（学校、高等教育機関、高等教育機関との進学協定のもと提供している機関を除く）	• ELICOS と進学準備コースを提供する学校

CRICOS ウェブサイト（<http://www.cricos.deewr.gov.au/>）は連邦政府教育省によって管理される検索可能なデータベースで、海外の留学希望者に対して教育や職業訓練サービスを提供する機関の詳細、およびそれらの機関が提供するコースの詳細にかかる情報を提供している。

出典： Australian Government, Aei. gov. au website: <https://aei.gov.au/regulatory-information/pages/regulatoryinformation.aspx>
TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/for-providers/cricos>, <http://www.teqsa.gov.au/news-and-publications/teqsa-asqa>
ASQA website:
<http://www.asqa.gov.au/for-training-organisations/become-a-cricos-provider/become-a-cricos-provider.html#cricos>

2-10. TEQSA の国際連携

TEQSA は、国際的な観点から、オーストラリアの高等教育セクターの質や健全性を保護・向上・促進するという重要な役割を担っている。TEQSA の国際的な業務は、オーストラリアの高等教育にかかる規制・監督

や質保証について、国際的な理解度を深め、信頼を得るために情報を提供し、資格認証・卒業生の雇用・学生の流動性の支援を行うことである。

TEQSA は、オーストラリアの高等教育の評判を維持・向上させ、オーストラリアの高等教育に興味を持つ学生を確保し続けるため、オフショア（国外）で提供されるオーストラリアの高等教育に対して厳格な対応を図っている。また、海外の規制・監督機関や質保証機関、政府、その他関連機関と協力関係を構築し、厳格なオーストラリアの規制・監督システムについて、情報を共有している。

TEQSA は現在、APQN（アジア太平洋質保証ネットワーク）、INQAAHE（高等教育質保証機関の国際的ネットワーク）、CIQG（米国高等教育ア krediteーション協議会（CHEA）国際質保証グループ）に正会員として加盟している。

出典：TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/about/international-engagement>

2-11. 最近の動向

TEQSA は、高等教育におけるリスクの管理や質の維持に有効なプロセスは残しつつ、すべての高等教育機関の負担を軽減するために、TEQSA の規制・監督プロセスの改善に継続的に取り組んでいる。

具体的には、教育機関からの必要事項の報告、他の規制団体が要求する事項の重複、評価等の決定を下すまでの所要時間、リスクに応じた規制・監督アセスメントといった、高等教育セクターが懸念する課題の改革に取り組んでいる。

なお、TEQSA の最新情報は、同機構ウェブサイト（<http://www.teqsa.gov.au/>）を参照のこと。

出典：TEQSA website: <http://www.teqsa.gov.au/regulatory-approach/reform-and-continuous-improvement>

付録A. 高等教育基準枠組（最低基準）

(Higher Education Standards Framework (Threshold Standards))

機関登録基準	1.機関の設置状況に関する項目
	2.財務の状況や持続可能性に関する項目
	3.法人・教学ガバナンスに関する項目
	4.教育研究にかかる質や健全性の卓越に関する項目
	5.マネジメントや人材に関する項目
	6.学生への責務に関する項目 ⁶⁶
	7.資源や施設の整備状況に関する項目

機関種別基準 ⁶⁷	1.「高等教育機関（Higher Education Provider）」
	2.「大学（Australian University）」
	3.「ユニバーシティ・カレッジ（Australian University College）」
	4.「専門大学（Australian University of Specialization）」
	5.「海外大学（Overseas University）」
	6.「海外専門大学（Overseas University of Specialization）」

コースアクレディテーション基準	1.コースデザインが適切で「資格基準」を満たしている
	2.コース資源や情報が十分である
	3.入学基準が適切である
	4.教育・学習の質が高い
	5.アセスメントが効果的に行われており、学生に期待される学習成果が達成されている
	6.コースモニタリング、レビュー、改善、廃止が適切な方法で行われている

資格基準	1.適切な基準を満たした高等教育学位を提供している
	2.証明書が正確で、不正利用に対する保護対策を行っている
	3.アーティキュレーションや既習歴経験の認定、単位の調整（credit arrangement）が適切な基準項目を満たしている

高等教育基準枠組に関する詳細はオーストラリア政府法律データベースを参照のこと。

http://www.comlaw.gov.au/Details/F2012L00003/Html/Text#_Toc311791717

出典： ComLaw website: <http://www.comlaw.gov.au/Details/F2012L00003>, *Higher Education Standards Framework (Threshold Standards)* 2011

⁶⁶ この中で、高等教育機関における意思決定過程への学生参画が奨励されている。

⁶⁷ 高等教育機関が登録を受けている機関種別を変更したい場合は、TEQSA に機関種別変更の申請することができる。

付録B. National Code が定める CRICOS 登録基準

National Code では、CRICOS への登録のための 15 基準が定められており、基準 1～4 では入学前における機関の責務と学生との契約について、基準 5～6 では学生へのケアとサービスについて、基準 7～8 では消費者としての学生について、基準 9～13 では学生ビザについて、基準 14～15 では教職員や教育資源・施設についての基準が定められている。

基準 1	提供する教育や職業訓練サービスのマーケティングが、専門的かつ正確であり、産業界や CRICOS 登録機関全体の健全性や評判の維持を保証するための、発信する情報やマーケティング活動にかかる基準項目
基準 2	道徳的かつ信頼できる方法での学生募集、学生への有益な情報の提供、志願者の資格（学位）・経験や英語能力の精査にかかる基準項目
基準 3	学生との間で交わされる契約（合意）とその内容にかかる基準項目 ⁶⁸
基準 4	オーストラリアの国際的な教育産業について、適切な知識や理解を有する教育仲介業者を活用するため、不誠実で健全性に欠ける教育仲介業者を活用しないための基準項目
基準 5	18 歳未満の生徒に対する安全性の確保や適切な社会福祉のための対応にかかる基準項目
基準 6	オーストラリアでの学習や生活への順応、各学生の学習目標やコースの学習成果の達成のための学生支援にかかる基準項目
基準 7	学生から他の CRICOS 登録機関への転校の希望があった場合（入学から 6 ヶ月未満に限る）の基準項目
基準 8	学生からの不平・不満の訴えへの対応にかかる基準項目
基準 9	学生を期限内で修業させるための対応、やむを得ない理由で期限内での修業が難しい学生への対応にかかる基準項目
基準 10	各学生のコース進捗状況に対する体系的なモニタリングおよびリスクを抱える学生への対応にかかる基準項目
基準 11	出席に関する学生ビザ条件の順守状況について、各学生への体系的なモニタリングおよびリスクを抱える学生への対応にかかる基準項目
基準 12	学生の既習歴や経験に対して、コースの単位を付与する場合の基準項目
基準 13	学生の入学の延期、保留、取消を行う場合の基準項目
基準 14	教員が適切な資格や経験を有しているか、教育資源が学生に役立っているか、学生が利用可能な延床面積といった建物・施設がコースの学習成果の達成に寄与しているかにかかる基準項目
基準 15	所有者または経営者の変更があった場合の基準項目

出典： Australian Government, Aei. gov. au website:

<https://aei.gov.au/Regulatory-Information/Education-Services-for-Overseas-Students-ESOS-Legislative-Framework/National-Code/Pages/default.aspx>

Australian Government, DEEWR, *National Code of Practice for Registration Authorities and Providers of Education and Training to Overseas Students 2007*, pp.11-25

⁶⁸ 契約は書面上で行われ、提供されるサービス、支払わなければならない費用、コース授業料の返金に関する情報が盛り込まなければならない。

付録C. TEQSA の主な手数料

項目	対象となる活動内容	手数料
1	機関種別「大学」、「海外大学」、「ユニバーシティ・カレッジ」、「専門大学」、「海外専門大学」の機関登録申請に係る予備アセスメント (根拠法: TEQSA 法第 19 款)	25,000 豪ドル
2	機関種別「高等教育機関」の機関登録申請に係る予備アセスメント (根拠法: TEQSA 法第 19 款)	5,500 豪ドル
3	TEQSA 法 第 19 款(1)(a)に基づき、TEQSA により、機関種別「大学」、「海外大学」、「ユニバーシティ・カレッジ」、「専門大学」、「海外専門大学」と判断された機関の機関登録申請に係る本アセスメント (根拠法: TEQSA 法第 20 款)	60,000 豪ドル
4	機関種別「高等教育機関」の機関登録申請に係る本アセスメント (項目 7 に該当しない場合) (根拠法: TEQSA 法第 19 款)	16,500 豪ドル
5	機関種別「大学」、「海外大学」、「ユニバーシティ・カレッジ」、「専門大学」、「海外専門大学」の機関登録の更新 (根拠法: TEQSA 法第 35 款)	TEQSA 法第 38 款により、登録更新と同時に機関種別変更申請を申請する場合は申請に係る手数料は不要。それ以外の場合は 75,000 豪ドル
6	機関種別「高等教育機関」の機関登録更新に係る予備アセスメント (根拠法: TEQSA 法第 35 款)	TEQSA 法第 38 款により、登録更新と同時に機関種別変更申請を申請する場合は申請に係る手数料不要 それ以外の場合は 20,000 豪ドル
7	機関種別「大学」、「海外大学」、「ユニバーシティ・カレッジ」、「専門大学」、「海外専門大学」への機関種別変更 (根拠法: TEQSA 法第 38 款)	85,000 豪ドル
8	認可機関の提供しているコースと所在地の登録 (根拠法: ESOS 法第 9 款(AA))	(a) TEQSA 法第 9 款(AB)により、留学生へコースを提供する機関や機関登録の更新のために登録の申請をする場合は 5,000 豪ドル (b) TEQSA 法第 9 款(AG)により、CRICOS への機関登録のためにコースの追加申請をする場合は手数料不要
9	1 つ以上のコースへの自己認証権の申請 (根拠法: TEQSA 法第 41 款)	(a) 高等教育機関として登録されている機関による申請の場合 - 自己認証権を有さない機関による 1 つ以上のコースの申請の場合は 22,000 豪ドル - TEQSA 法により既に自己認証権を与えられている機関による 1 つ以上のコースへの申請の場合は 10,000 豪ドル (b) 「海外大学」、「ユニバーシティ・カレッジ」、「専門大学」、「海外専門大学」による申請の場合は手数料不要

項目	対象となる活動内容	手数料
10	コースアクレディテーションに係る予備アセスメント (根拠法: TEQSA 法第 47 款)	1 つのコースにつき 2,000 豪ドル 2 つ以上のコースを同時に申請する場合、1 つ目のコースは 2,000 豪ドル 2 つ目以降は 1 コース追加につき 1,400 豪ドル
11	コースアクレディテーションに係る本アセスメント (根拠法: TEQSA 法第 48 款)	1 つのコースにつき 7,000 豪ドル 2 つ以上のコースを同時に申請する場合、1 つ目のコースは 7,000 豪ドル 2 つ目以降は 1 コース追加につき 4,900 豪ドル
12	コースアクレディテーションの更新 (根拠法: TEQSA 法第 55 款)	(a) 次の場合、1 つの申請につき 1,000 豪ドル (i) 今後、当該コースへの新入生の受入れが不可となった場合 (ii) 現在のアクレディテーション期間満了後 24 ヶ月以内に提供を停止するコースの場合 (iii) 以前にコースアクレディテーションの更新が認められなかったコースがもともとなっている場合 (b) その他の場合 (i) 1 つのコースの更新の場合 8,000 豪ドル (ii) 2 コース以上同時に申請する場合、1 コース目が 8,000 豪ドル。2 つ目以降は 1 コース追加につき 5,600 豪ドル
13	登録やアクレディテーションの状態を変更または取り消し (根拠法: TEQSA 法第 32 款(3)または第 52 款(3))	はじめの 2 つの変更については、それぞれ 2,500 豪ドル それ以上の変更については 1 つの変更につき 1,500 豪ドル
14	他の機関との連携や入学定員の変更に係る認可 (根拠法: <i>National Code</i> パート C 第 10.4 節及び第 12 節)	1 つまたはそれ以上の変更に係る申請 1 件につき 2,500 豪ドル
15	TEQSA の判断の見直しのための内部レビュー要求 (根拠法: TEQSA 法第 184 款)	1 つまたはそれ以上のレビューに係る申請 1 件につき 1,000 豪ドル

出典: Commonwealth of Australia, Tertiary Education Quality and Standards Agency Act 2011, Determination of Fees No.3 of 2014
<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2013L02162>

付録D. 略語表

ACER	Australian Council for Education Research
AGS	Australian Graduate Survey
APQN	Asia-Pacific Quality Network
AQF	Australian Qualifications Framework
AQFC	Australian Qualifications Framework Council
ASQA	Australian Skills Quality Authority
AUQA	Australian University Quality Agency
AUSSE	Australasian Survey of Student Engagement
CEQ	Course Experience Questionnaire
CHEA	Council for Higher Education Accreditation
CIQG	CHEA International Quality Group
COAG	Council of Australian Governments
CRICOS	Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students
DEEWR	Department of Education, Employment and Workplace Relations
DIICSRTE	Department of Industry, Innovation, Climate Change, Science, Research and Tertiary Education
DIIRTE	Department of Industry, Innovation, Science, Research and Tertiary Education
DoE	Department of Education
ELICOS	English Language Intensive Course for Overseas Students
ESOS Act	Education Service for Overseas Students Act
GDS	Graduate Destination Survey
GSA	Graduate Skills Assessment
HECS-HELP	Higher Education Contribution Scheme-HELP
HELP	Higher Education Loan Program
HEP	Higher Education Provider
HESA	Higher Education Support Act 2003
HESP	Higher Education Standards Panel
INQAAHE	International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education
National Code	National Code of Practice for Registration Authorities and Providers of Education and Training to Overseas Students
NSSC	National Skills Standards Council
PIR	Provider Information Request
POSSE	Postgraduate Survey of Student Engagement
PREQ	Postgraduate Research Experience Questionnaire
PSEQ	Postgraduate Student Engagement Questionnaire
RTOs	Registered Training Organisations
SCOTese	Standing Council on Tertiary Education Skills and Employment
SEQ	Student Engagement Questionnaire
SSES	Staff Student Engagement Survey
SSEQ	Staff Student Engagement Questionnaire
TAFE	(colleges and institutes of) Technical and Further Education
TEQSA	Tertiary Education Quality and Standards Agency
TEQSA Act	Tertiary Education Quality and Standards Agency Act 2011
VET	Vocational Education and Training

諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要

オーストラリア

第 2 版（2015 年版）

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

<http://www.niad.ac.jp>